

令和5年12月19日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年12月19日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 同意第 3号 監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第41号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第42号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第43号 東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第44号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第45号 東庄町国民健康保険東庄病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第46号 東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第47号 財産の無償貸付について
- 日程第14 議案第48号 令和5年度東庄町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第49号 令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第50号 令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第51号 令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第52号 令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正

予算（第1号）

日程第19 請願第4号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願

日程第20 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番 海宝和宏君
2番 渡邊幸江君
3番 前田君江君
4番 岩井弘晃君
5番 越川良男君
6番 柳堀忠君
7番 桜井莊一君
8番 宮澤健君
9番 大網正敏君
10番 佐久間義房君
11番 高木武男君
12番 鈴木正昭君
13番 山崎ひろみ君
14番 板寺正範君

○欠席議員

なし

○出席説明員（14名）

町長 岩田利雄君
副町長 向後喜一朗君
監査委員 平山茂君
総務課長 堀江弘之君
企画財政担当課長 加瀬博子君

町 民 課 長 香 取 康 成 君
まちづくり課長 鈴木 秀 樹 君
健康福祉課長 布施 光 規 君
会計管理者 堀 江 香 澄 君
病院事務長 渡 辺 佳 則 君
農業委員会事務局長
（農政担当課長） 前 田 泰 孝 君
教 育 長 石 橋 宏 克 君
教 育 課 長 宇ノ澤 修 君
生涯学習担当課長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃
次 長 向 後 順 子
主 査 高 橋 大 助

(午前10時00分 開会)

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和5年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 高木武男君、
2番 渡邊幸江君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

10番（佐久間義房君）

令和5年度12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る12月12日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案13件、請願1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から22日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第3号を上程し、採決を行い、続いて議案第41号から議案第52号までを順次上程し、質疑・採決を行います。続いて、請願1件を上程し、請願紹介議員からの趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して、散会とします。

第2日目の20日及び第3日目の21日は休会としまして、この間、20日午前に総務産業常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の22日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、総務産業常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后に全員協議会を開催する予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から12月22日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月22日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願1件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和5年8月28日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございませけれども、1ページ目庶務関係で、10月19日に第3回行政協力員まちづくり会議を開催しております。今年最後の会議として、地域の諸課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、下段の防災関係では、9月3日に、4年ぶりに消防団他各団体に参加をいただきまして、町防災演習を実施いたしました。当日は町民の方々も自宅に参加出

来る住民参加型の訓練も行われました。

次に、2ページ目中段、企画関係でありますけれども、千葉県誕生150周年記念ファミリーコンサートが町公民館で開催され、第一部、第二部合わせて385名の方々が美声に酔いしれました。

次に、3ページ目管財関係でございますけれども、施設維持管理工事など、3件の契約を締結しております。

続いて、3ページ目下段、町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係で町県民税や国民健康保険税などの新規・更正分納入通知書を記載のとおり発送しております。

また、4ページ目上段、滞納処分として25件の財産差押えを行っております。今後とも徴収率の向上に努めてまいります。

次に、5ページ目下段、個人番号カード関係でございますけれども、カード交付や申請補助、マイナポイント申込支援を継続して行っております。

続いて、8ページ目健康福祉課福祉関係では、中段、高齢者福祉関係に記載のとおり、敬老祝金の贈呈、米寿・金婚をお祝いする会、満100歳のお祝いを行いました。今後とも高齢者が元気に、生き生きとして生活を送れるよう各種施策に取り組んでまいります。

次に、9ページ目上段の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金では、1,510件、4,530万円の給付金を支給しております。

次に、10ページ目中段から、12ページ上段にかけての衛生関係・保険関係では、記載のとおり各種検診・予防接種・保健指導等の事業を実施しております。

次に、12ページ目中段から介護保険関係では、認定状況や各種サービスの利用状況、13ページ目中段からは、地域包括支援センター・訪問看護ステーション・デイサービスセンター等、各事業所の活動利用状況を記載しております。

引き続き町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

続いて、まちづくり課の関係でございますけれども、13ページ目下段から、14ページ目にかけての建設関係では、排水整備工事14件の工事と測量業務委託等5件の委託業務を発注いたしました。また、16ページ目上段に記載の現地確認業務の委託業務を発注しております。

次に、中段の商工・観光関係でございますけれども、役場をメイン会場に東庄ふ

れあいまつりが開催されました。約1万1,000人の方々が来場し、参加をいたしました。

次に、水道関係でございますけれども、16ページ目下段から17ページ中段にかけて、水道事業配水管更新工事等2件の工事と、インボイス制度に伴うシステムカスタマイズ業務委託を発注いたしました。

次に、18ページ目中段、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均それぞれ48人と98人となりました。

また、契約関係では、大腸ビデオスコープ等3件の契約締結を行っております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

教育長、石橋です。教育委員会行政報告をさせていただきます。

お手元の資料19ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係でございます。9月から11月にかけて定例教育委員会を3回、臨時教育委員会を1回、開催しました。

教育委員による学校施設訪問を10月4日に行っております。

11月11日から12日にかけて教育委員による県外視察を行いました。この視察は、東庄町と関係の深い岐阜県郡上市に行き、郡上大和の小学生による創作オペレッタ東氏ものがたりの参観、古今伝授の里フィールドミュージアムの他、社会教育施設の視察を行っております。東庄町の歴史や教育を考える上で大変参考となりました。

続いて、学校教育関係でございます。

会議としては、こども園令和6年度園児対象入園説明会他3件の会議等を行っております。

令和6年度のこども園の入園募集の結果については、町内該当者70名に対して、町内で62名の応募があり、応募率は88.6%でございました。

なお、町外から1名の応募がございました。現在のところ、入園の応募者は63名となっております。

次に、契約関係でございます。

東庄中学校コンピュータ室エアコン設置工事他3件の契約を行っております。詳細はお手元の資料のとおりでございます。

続いて、20ページをご覧ください。

指定寄附関係です。東洋合成工業株式会社千葉工場様から東庄町奨学基金として200万円、銚子商工信用組合様から、子供達の学びの機会の支援として10万円のご寄附をいただきました。

その他になりますが、昨年度に引き続き、中学生議会を開催しました。中学生が町政への興味関心、そして町政の理解というようなものが深まったと感じております。次年度も引き続き、計画をしたいと思います。

続いて、生涯学習関係でございます。初めに生涯学習事業ですが、千葉県教育委員会主催の地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）研修講座というものを公民館で行いました。

また、公民館主催で自然観察会なども行っております。

11月3日には、第47回東庄町文化祭を町ふれあいまつりと同時開催を行いました。当日は約1,500人以上の入場者があり、文化文芸の参観、そして様々な作品の鑑賞を行いました。ご協力ありがとうございました。

社会体育事業としましては、資料のとおり少年サッカー教室をはじめ、様々な会議を行っております。なお、東庄スポーツフェスタにつきましては、町民運動会の代わりに本年度から計画をしたものでございます。当日は秋晴れの下、行われ、約600名の参加がありました。大変盛況でございました。次年度も計画をしたいと思います。

公民館事業としましては、お手元の資料にあるとおり様々な講座を行っております。

続いて、21ページをご覧ください。

契約関係でございます。東庄町宮野台運動公園野球場照明器具交換工事他1件の契約を行っております。

次に、社会教育関係についてです。社会人権教育地区別研修会他4件の会議、大会、行事等を行いました。

次に、図書館関係につきましては、東庄町図書館協議会の開催、秋の読書スタンプラリーの実施などを行っております。

図書の貸出数と返却数は、資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センター関係です。

指定寄附につきましては、有限会社ブライトピック千葉様から学校給食用食材豚肉「志澤豚」50万円相当を頂き、1月に給食として提供する予定でございます。

また、東庄町養豚経営者協議会様から豚肉21万3,904円相当のご寄附をいただきました。こちらは11月24日に子供達に提供をしております。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（板寺正範君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。本日は改選後初の定例会でございます。これからも町民の代弁者として初心に立ち返り、小さな声に耳を傾け、現場に足を運び、町政発展のため仕事をしていく決意でございます。板寺議長を先頭に議員の皆様と力を合わせ、町の課題に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問事項であります。町民の健康を守る取組について質問いたします。

我が町は、町民の皆様が健康で生きがいを持って生活出来るように予防医療に力を入れ、更には、病気になっても様々な施策を取り入れ、サポートする体制を整える努力をしてくれていると考えます。

そこで、予防医療の一つと考える人間ドックですが、町は現在、東庄病院で受ける人間ドックに対する費用助成を行っていますが、利用者数の過去の実績をお聞きしたいと思います。コロナ感染症の影響で、この3年間ほどは少ない傾向にあると思われませんが、推移を伺いたいと存じます。

私は、町民の皆様から東庄病院以外で人間ドックを受ける際の助成はないのかと聞かれ、現状はないとお答えすると、他の医療機関で受ける際にも助成をしてほしいとの要望を受けます。人間ドックにはいろいろな種類の内容が含まれているものがあり、自分が受けたい医療機関や項目も人それぞれです。調べたところ、香取市

では上限3万円で多くの医療機関が助成の対象となっております。東庄病院での助成額は高い率になっていることは承知しておりますが、町民の健康を守る取組として、拡大を検討される考えはないか伺います。

次に、がんになっても安心して暮らせる環境の充実について。まず、アピアランスケアサポートについて伺います。

国立がん研究センターと国立成育医療研究センターが行った15歳から39歳の思春期・若年成人を示すAYA世代のがん患者に関する報告書によると、AYA世代の病気による死亡原因のトップはがんによるもので、毎年2万人のAYA世代の方ががんを発症しています。25歳を過ぎるとがん罹患率は急激に増加し、30歳から39歳で発症する方はAYA世代の75%を占めています。その中でも75%が女性で、要因は女性における子宮頸がん、乳がんの増加によるものと思われます。この世代は、就学や就労、結婚や出産、育児といった様々なライフイベントが起こる時期にあたります。治療の過程において、医学的な面だけでなく、精神的、社会的な面からのサポートが必要であると考えます。その大きな課題は、経済的な面です。学生や独身で非正規社員であったり、家族がいる方でも、子育ての養育費や住宅ローンなどを抱えていたり、働き盛りの若年世代ががん罹患しています。

一方、がん治療の進歩もあり、入院から外来通院による治療が可能となっており、学業や就労を継続しながら治療を受けている方も増加しています。その中には、抗がん剤治療による副作用での脱毛や手術による外見上の変化などによる精神的な悩みやストレスに対するサポート、外見上の変化をケアするアピアランスケアが必要と考えます。

具体的には、医療用ウィッグや乳房補装具などのニーズがありますが、高額で保険適用外となっていて負担が重いという声があります。がん治療と就労や社会参加の両立支援のため、アピアランスケア医療用具購入の助成についてお考えを伺います。

更に、若年層の終末期のがん患者は、その6割以上が自宅療養を希望いたしますが、その場合、介護の支援が不足しているという課題があります。終末期を迎えるがん患者は、訪問介護や車椅子・ベッドなどの福祉用具の貸与等が必要になる場合があります。40歳以上の方には介護保険制度が適用され、20歳未満では小児慢性特定疾病による支援制度がありますが、20歳から39歳の若年世代には、公的

支援制度がなく、サービス費用は全て自己負担となります。支援の空白世代とも言われています。こうした状況に対応しようと他の自治体では、20歳以上40歳未満の末期患者の訪問介護サービスや福祉用具貸与の利用料に対しての助成を行っているところもあります。若い世代のがん患者や家族の負担軽減、安心のためにも、事業の導入を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、高校生医療費受給券の発行についてお聞きします。

我が町の子育て支援は大変に充実していると評価したいと思います。中でも18歳までの医療費の無償化は、どの自治体よりもいち早く実施され、子育て世代にとって経済的支援の大きなものと考えます。その中で、高校生をもつ保護者から、医療費の無償化は本当にありがたい。しかし、出来れば小中学生のように受給券を出していただければ、なお助かりますとの声が前々からありました。現在は、いったん医療機関の窓口で支払い、後に申請しての償還払いとなっております。これまでも担当課に要望させていただいた経緯もありますが、見解をお聞きします。

次に、2番目の質問事項であります。

高齢者、交通弱者のための交通手段について質問いたします。

現在、デマンドタクシーの実証実験が開始され1年が経過したところです。課題や利用者からの要望等が見えてきていると考えますが、現在までの利用実績を含め、状況をお聞きしたいと存じます。併せて外出支援バスとの運行調整をどのようにお考えなのか伺います。

私のところにはデマンドタクシーの運行日を増やしてほしい、また、外出支援バスの停留所を別の場所にも増やしてほしい等々、多くの声が寄せられます。担当課に確認し、答えられる範囲と私の個人的な考えとしてお話しさせていただくこともあります。町民の皆様に安心していただける回答が得られればと考えます。町の方針をお聞かせください。

以上で1回目を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、山崎議員の人間ドックに関するご質問について、助成事業の実施要綱を所管しております町民課よりお答えいたします。

短期人間ドック助成は、国保東庄病院を実施医療機関に指定し、検査を委託すると共に、利用者の負担額の一部を町が助成することにより疾病の早期発見、早期治療に役立てることを目的とした健康増進事業でございます。

過去の利用実績としましては、コロナ流行前の令和元年度ですけれども、年間で日帰り57人、一泊で16人、計73人の利用がございました。コロナ禍では、令和2年度が67人、3年度が59人、4年度も59人ということで、若干減少しながら推移しております。

また、本年4月から11月までの8ヶ月間の利用実績は59人で、現時点で昨年度1年間の合計人数と同水準に達しております。5月8日以降、コロナ感染症が5類に移行したことに伴い、利用者数は昨年度までと比較してやや増加傾向にあり、年度を通じての実績はコロナ流行前並みになる見込みでございます。

短期人間ドック助成事業におきましては、日帰りの検査費用が4万4,000円に対し、助成金3万3,000円、利用者の実質負担額が1万1,000円。また、一泊の場合は、検査費用が7万7,000円に対し、助成額が5万5,000円、利用者の実質負担額が2万2,000円と設定しております。利用者の負担額を低く抑えることで、より積極的に利用しやすい事業を目指して実施しております。

他の医療機関での短期人間ドック受診に対する助成につきましては、近隣市町の実況を把握しまして、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと思います。

私からは以上となります。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の1番目、町民の健康を守る取組、質問要旨の2番目、がん患者等に対する医療用ウィッグ等の購入費用の助成についてお答えいたします。

議員からのご質問があったアピアランスケア医療用具購入の助成についてでございますが、議員がおっしゃられるように、アピアランスケアとは、外見の変化が起きた際に行うケアを言いますが、単なる美容目的で行うものではなく、がんやその治療である抗がん剤の使用によって生じた外見の変化を補い、患者さんの苦痛を軽減するためのケアとなります。

アピアランスケアを行うことは、患者さんが家族を含めた人間関係の中でその人

らしい生活を送る手助けとなります。そのような中で、千葉県では、がん患者ががん治療による外見の変化を補完する医療用補正具等を購入した方に市町村が助成する事業を行った場合に対し、県が補助する事業である千葉県がん患者アピアランス支援事業を令和5年度から実施しております。

医療用補正具とは、医療用ウィッグや胸部補正具、エピテーゼなどとなります。東庄町においては、令和6年度以降に医療用補正具のうち医療用ウィッグと胸部補正具、エピテーゼのがん患者への購入費用助成が出来ないか検討しているところでございます。

次に、若年がん患者の在宅ターミナル支援事業についてでございますが、議員がおっしゃられるように、がん患者で40歳未満の方が在宅療養をする場合には、介護保険の適用外となるため、介護保険のサービスを使うことが出来ません。また、障害者総合支援法による障害福祉サービスの適用を受けられる方であれば、そちらで同じようなサービスを使用することが出来ますが、福祉サービスも受けられない方については、自費での使用となります。

そのような介護保険や障害福祉サービスを利用出来ない方々への支援として、県内外の市町では、在宅療養支援事業を展開しております。千葉県内でも千葉市などで既に実施されている中で、千葉県では、市町村が若年末期がん患者の在宅療養に必要な訪問介護や福祉用具の貸与などのサービスの費用に対して助成する事業を行った場合に対し、補助する事業にある千葉県若年がん患者在宅療養支援事業を令和5年度から実施しております。

東庄町においては、先程の医療用補正具の助成と同様に令和6年度以降に助成が出来ないか検討しているところでございます。

次に、質問要旨の3番目、高校生医療費受給券の発行についてお答えいたします。

町では、高校生の医療費助成は、議員がおっしゃられるように償還払いとなっております。

町といたしましては、千葉県内の多くの市町や香取郡市でも、高校3年生まで受給券方式としておりますので、令和6年度以降に実施出来ないか検討しているところでございます。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問事項2、高齢者、交通弱者のための交通手段についてお答えします。

デマンドタクシーの運行につきましては、昨年11月より開始し、1年が経過いたしました。第6次総合計画の後期基本計画の中でも重点施策として公共交通ネットワークの構築を掲げておりますので、この1年間で既に二度ほど一般質問でお答えさせていただきました。議員の皆様から大変関心を寄せられている分野だと思います。

まず、利用者登録状況についてですが、昨年10月よりデマンドタクシー利用者登録を開始し、今年11月末で482人であります。

次に、利用者人数ですが、延べ1,232人で、そのうち利用料が400円の高齢者及び障害者の利用者は延べ1,063人、料金が500円となる方の利用は延べ45人で、お試し券の利用は124人でした。そして、運行日は火曜、水曜、土曜日の週3日間ですので、月にしますと13日で、1年間のトータルが154日となり、そのうち稼働日は運行開始直後の11月、12月は予約のない日もありましたが、現在は運行日には全て予約が入っております。

運行日につきましては、当初、公共交通会議において、実証実験を始めるにあたりまして、3日間が妥当であると判断されたことによるものです。しかし、2月末に実施したデマンドタクシーについての利用登録者アンケート及びおでかけ号に乗車しての利用者アンケートの結果を受け、10月の公共交通会議におきまして、来年度からの実証実験運行日を1日増やし、火曜、水曜、金曜、土曜日の週4日間としたい旨を関東運輸局千葉運輸支局に申請をしているところです。

今回のデマンドタクシーは、実証実験期間として実施出来る最長3年間の実施を予定しておりますが、毎年、関東運輸局への申請を必要とされております。

アンケート結果では、運行エリアの妥当性や拡大を求める声が多く、また、特に運行日については、毎日、いつでも利用出来るようにとの意見が多いのですが、経費とのバランスもありますので、実証実験の間に曜日を変えたりしながら利用率を見ていきたいと考えております。

また、以前よりおでかけ号にかかる経費につきましても、何度もご質問、ご意見

を受けており、検討しております。利用状況から、デマンドタクシーの実証実験開始後もおでかけ号の利用者数に変化はないことが分かり、デマンドタクシーを利用されている方は今までにおでかけ号は利用出来ていなかったこと、同時におでかけ号ではカバー出来ていない方がいらっしやったことが推測されます。そして、そういった方々が今後も増えると思われまます。おでかけ号の利用率の低いコースにつきまして、見直しや廃止の方向で公共交通会議に提案してまいりたいと思っております。

また、アンケートによって多くの方のご意見をお聞きし、改善してまいりますので、今後も繰り返し行ってまいります。

私からの答弁は以上となります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。

初めに、人間ドック費用の助成の件ですけれども、人間ドックで病気が見つかるというケースもあります。より多くの方に人間ドックを受けていただき、病気の早期発見、早期治療につなげ、また更には一人一人が健康で生活する意識を高めていただくことが重要だと考えますので、今現在、検討ということですが、早めに協議に入っていただき、早い時期に実施していただけたらと思います。

次に、がん患者に対する助成について、先程答弁がありましたけれども、県の支援事業についての内容をお聞かせください。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、千葉県の助成の内容ですけれども、まず千葉県がん患者アピアランスケア支援事業については、市町村が助成対象とする医療用補正具等の購入等経費として一人につき助成対象経費の上限を5万円とし、市町村調整額の2分の1を乗じた額を県補助とするものでございます。

続いて、千葉県若年がん患者在宅療養支援事業については、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入などの経費として、一人につき補助対象経費の

上限を1ヶ月当たり5万4,000円とし、市町村助成額の2分の1を乗じた額を県補助額とするものでございます。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

今の助成制度ですけれども、成田市も導入していると聞いております。他には来年度から実施するという今回の議会で答弁があったところもあると聞いておりますので、我が町も是非来年度予算に組み込めるようお願いしたいと思うんですけれども、がん患者さん、それほど大きな人数にはならないかと思えます。助成制度というのは、つくっておくことが大事でありますので、今現在でなくて、これから先のいろいろな需要もあるわけですので、うちの町はがんになってもサポートしてくれる、体制が整っているという安心感が町民の皆様には届けられればいいなと思えますので、是非早めに検討していただきたいと思えます。これまでもいろいろ福祉課ではアンテナを高くしていただいて、いろいろな助成制度、全国的にも新しい助成制度をいち早く導入しておりますので、これからもその件に対しては負けないように実施していただけたらと思えます。

それから、高校生の医療費の受給券についてですけれども、これはもう近隣自治体でほぼ実施しておりますので、多くの予算も必要としないので、来年度からすぐ出来るようにお願いしたいと思えます。

それから、交通手段の方ですけれども、デマンドタクシーについては、これまでも他の議員も何度も質問をされております。外出支援バス、そして今、デマンドタクシー、これは運転をされない高齢者の皆様にとっては喫緊の課題であり、私のように今現在は車を運転している人にとっても近い将来なわけですので、関心は高いと思えます。いろいろお話を伺うのは、今現在、乗っていらっしゃる方の方が多く心配されているように見受けられます。私は、個人の考えですけれども前置きして、現在の旭中央病院及び香取おみがわ医療センターへの便は残して、町内を循環しているコースについては廃止する方向でデマンドタクシーをうまく利用するのが良いのではないかと申し上げております。先程の答弁の中でもそのように伺えたように思えます。

そして今、いろいろなご要望を聞くと、デマンドタクシーというのは、これまで初めての、みんな初めてなんですけれども、登録をすとか、電話で予約すとか、そういうのがちょっと高齢者にとっては一つのハードルになっているようです。使っている方はとても使い勝手がよくて多く利用されているんですけども、これからまだ使っていない方にとっては、すごいハードルのように聞こえてきます。出来れば、高齢者の方ですので、いろいろ訪問看護とか介護とか町の地域包括も伺ったりするケースもあるかと思っておりますので、うまく宣伝していただいて、介護タクシーもそうですけれども、デマンドタクシーの利用しやすい方法などを、利便性を兼ねて伝えていっていただけたらなと思っております。

今、町民の利便性を高めることはもちろんですけれども、外出するのを控えて、行動範囲が狭くなって、認知症の発症にも影響が出ているように思います。この実証実験の間、あと1年余りかと思っておりますけれども、更に検証を重ねて、良いシステムにしていただけたらと思っております。

外出支援バスがなくなると困ると、単なる頭だけで考えている方もいらっしゃるかもしれませんが、それをデマンドでうまくカバー出来るように、役場の皆さんにもご苦勞をかけますけれども、うまくそれをシフト出来るように、お一人一人に関わっていただけたらなと思っております。

これもあと1年余りの時間がありますので、町民の皆様の声をよく聞いて、そして私達議員も一人一人地域に帰れば周りに高齢者や交通弱者がいっぱいいるわけですので、一番いい方法になれるように努力してまいりたいと思っておりますので、いいシステムがこれから作り上げられることをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は10時55分からとします。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時55分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

9番、大網でございます。早速、質問に入らせていただきます。

魅力あるまちづくりについてお伺いいたします。

魅力ある町とは、美しい自然や歴史遺産が多いといったことだけではなく、これ以外にも町が持つ総合的な機能やその文化や情報の発信そのものが町の魅力となり、集客力を発揮し、一度は住んでみたいと思う気持ちになる町です。住んでいて良かった、ずっとこの町で暮らしたいと思う町だと私は思います。

そこで今回は、農業における基幹産業、子育て支援、空き地・空き家の土地活用、新規企業誘致、観光、高齢者の交通福祉などの魅力あるまちづくりについてお伺いいたします。

質問要旨1、農業における地場産業でのまちづくり、地場産業を生かしたまちづくりは全国各地で盛んに行われております。地場産業とは、古くから受け継がれた原材料や技術などを用いて、一定の地域内で発展、定着した産業のことですが、広義の意味で農業における地場産業をお聞きいたします。

東庄町では、基幹産業として農作、そして畜産が有名です。東庄町の基幹産業の農業をどのような発展を望んでいるのかお聞きいたします。

質問要旨2、子育て支援のまちづくり。

子育てのしやすさを前面に打ち出したまちづくりを行っている事例も目立ちます。そこで、子育て支援センターを利用し、家の中の悩み事を抱え込んでしまって、どうして良いか分からなくなったりした時、たまには外に出てストレスを発散、親も子も仲間を見つけるチャンスと東庄町ではPRをしております。従って、子育て支援策を拡充するなど、子育て世帯にとっての住みやすさをアピールすることによって、子育て中の若い世代に定住を促すために必要な事業だと私は思います。

そこで、東庄町子育てセンターに寄せられた悩み事でどのような相談が多かったのかお聞きいたします。

質問要旨3、空き地・空き家の土地活用でのまちづくりをお聞きいたします。

高齢化が進む中、増えてきているのが古い商店街の場合、商店主の高齢化や後継者不足などによって閉店や廃業が相次ぐとシャッター街となり、町全体の活気が失われてしまっております。

また、住民が高齢化したことにより、住宅街では空き家問題が頻繁に発生してしまい、そのような空き家を放置すると町の治安を悪化させる原因になり、町が廃れてしまいます。また、火災や災害、崩壊などの危険が発生することが多くなります。

そこで、町の空き地・空き家の土地活用対策の進捗状況をお聞きいたします。

質問要旨 4、新規企業の誘致でのまちづくりをお伺いします。

働く場所がないために若者の人口が流出しているような町では、稼げる職場を誘致することがまちづくりの大事なポイントだと思います。新規企業を誘致することで、もともと住んでいた若者の流出を防げるだけでなく、町外からの流入も見込まれたり、地域の特性を生かしたローカルベンチャー事業を支援すれば、地域の目玉となる産業をつくり出すことも可能だと思います。

そこで、町ではどのような新規企業を促す施策を考えているのかお聞きいたします。

質問要旨 5、観光でのまちづくり。

地域特有の生活文化や生産物、自然、歴史などを観光資源としてまちづくりを行うことも出来ます。観光によってまちづくりをする場合、定住者を増やすだけでなく、町外から人を呼び、お金を落とすという形で進めることも出来ます。

東庄町は、産物、自然、歴史が豊富な町です。しかし、私が感じるのは、観光のPRを発信する施設が、床が抜けるほど古い観光会館では残念です。

そこで、観光の情報を提供する観光会館の新設を求めますが、町ではどのような考え方なのかお聞きいたします。

質問要旨 6、高齢者の交通福祉についてお伺いいたします。

高齢者福祉のまちは、長年にわたって社会の発展に寄与し、豊富な知識と経験を有している高齢者が敬愛され、生きがいをもって健康で安心した生活を送ることが出来る町です。高齢者が住みやすい町だと思います、また充実したシニアライフを送るための町外からの移住や引っ越しを促し、定住者達から、心から住みたいと感じる町にしたいと私は思っております。

しかしながら、今回は高齢者にとって一番の課題は、交通弱者による交通難民です。高齢者は若年層に比べ身体が自由が利きにくくなる年です。今は車で移動している方も将来的に運転が難しくなることを考慮すると、移動や買物がしやすい町が

喜ばれると思います。そこで、高齢者の交通福祉サービスについて、東庄町の施策をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。次回から自席にして質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

それでは、質問要旨1、農業における地場産業でのまちづくり、基幹産業としての農業をどのように発展させるかにつきましてお答えいたします。

町の第6次総合計画及び後期基本計画では、農業に関する取組の柱といたしまして、大きく2点を掲げております。

1点目は、付加価値の高い農業の更なる振興、2点目といたしまして、遊休農地の解消などの農業基盤の整備であります。

これらを実現させる基本方針といたしましては、農業振興地域整備計画に即した農地整備による優良農地の確保、また、付加価値の高い農産物のPRや特産加工品の開発などによる6次産業化の取組など、農業の収益性向上のための支援を挙げております。

加えまして、関係機関のもと、農業後継者の育成や人・農地プラン改め地域計画の策定とし、農村交流の推進など、担い手確保に向けた取組を展開することといたしております。

基幹産業としての農業をどのように発展させるかにつきまして、私からの答弁は以上のとおりです。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の1番目、魅力あるまちづくりについて、質問要旨の2番目、子育て支援でのまちづくりについてお答えいたします。

議員からご質問のあった東庄町子育て支援センターに寄せられた悩み事でどのようなことが多かったのかでございますが、初めに、東庄町には子育て支援センターが現在二つございます。一つ目は、神代保育園が園内で運営をしております「なか

よしひろば」で、二つ目は、町が笹川中央保育園に運営を委託している東庄小学校前にあります「子育てサロンスマイル」でございます。

子育て支援センターは、子育ての悩みや不安がたくさんある中、子育て中の家族が気軽に利用し、話をしたり、身近な情報を交換でき、ほっと息をつけるような居心地の良い場を目指して様々な育児の相談や企画を用意し、子育て家庭と接しています。子育てを一緒に楽しんでいきましょうという立場で、様々な不安や悩みを保護者と一緒に解決しています。

そのような活動の中で、様々な不安や悩み事をお聞きしていますが、やはり育児の悩みが多く、離乳食の与え方や食が細い、母乳の与え方、トイレトレーニングの開始時期などについての悩み事が多くあります。

更には、子供の成長、発達についてや家庭の問題、病気についてなどの相談がありますが、支援センターの保育士では専門的な知識がない部分もありますので、専門の関係各所につなげる橋渡しの役割もしております。

なお、支援センターと保健福祉総合センターの保健師や栄養士は、連携を密にして保健師による出張育児相談や栄養士による離乳食講座などを行っており、保護者の育児の悩み事を解決出来るように努めております。

子育て支援センターの保育士は、保護者の悩み事を何でも聞いて心の負担を軽減することを念頭に置いて対応しており、子育て支援センターが子育て世帯のよりどころになれるよう、行政と一丸となって活動しております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、私の方から、質問要旨3の空き地・空き家の土地活用でのまちづくりのご質問で、空き地・空き家の土地対策の進捗状況についてお答えいたします。

現在、町では空き家の建物や道路上に出た雑木等の苦情等については、まちづくり課建設係及び維持管理係が対応しており、空き地の苦情等には町民課生活環境係が対応しております。

議員がおっしゃるとおり少子高齢化が進むにつれて空き家等が増えてきており、防災上、防犯上もその対策は重要で、急務と認識しております。そのため、まちづ

くり課で空き家対策等の条例の制定については、出来るだけ早い時期に議会に上程出来るよう進めてまいります。

また、空き家等対策の推進に関する特別措置法により、倒壊等、著しく保安上危険となる恐れがある建物や著しく衛生上有害となる恐れのある建物などを特定空き家と認定して、町がその所有者に対して助言、指導、勧告、命令、命令に従わない場合は行政代執行が出来るようになりました。令和5年6月には空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、それにより特定空き家までいかないが、管理が行き届いていない管理不全の空き家に対しても町が所有者に対して指導、勧告が出来るようになりました。今後、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正した法律に即した空き家等対策計画の策定や特定空き家を認定するための協議会の設置等についても空き家対策等の条例の制定後に検討してまいります。

いずれにしましても、空き地・空き家対策等については各課で連携して対応してまいります。

続きまして、質問要旨4の新規企業の誘致でのまちづくりのご質問で、町の新規企業を促す施策についてお答えいたします。

町が行っている町内で創業する方への支援事業として、東庄町創業促進支援事業があります。この事業は、町内に創業したい個人や法人に対して、会社設立費用や設備資金などの対象経費の2分の1以内で最大100万円を支援するものでございます。

令和4年度には3件の事業者に支援を行いました。その他に町の事業ではありませんが、東庄町商工会では、創業ビジネスプランの相談会も行っております。また、金融機関や信用保証協会なども起業を行っている方向けのセミナーやスクールを無料で開催しています。起業を考えている方への支援については、町だけでなく、商工会や金融機関などの各団体と連携を取りながら支援してまいります。

続きまして、質問要旨5の観光でのまちづくりのご質問で、町の観光会館の新設の考えについてお答えいたします。

東庄町観光会館は、諏訪神社の境内内に旧笹川町役場の建物の一部を利用して、天保水滸伝遺品館と併設しております。その建物は、歴史と趣を感じている人もいと伺っております。そのため、東庄町観光協会では、観光会館の玄関の床や天井

の梁など、修繕を行ってきました。

また、昨年度は、観光会館の展示室のエアコンも設置いたしました。当面は現在の観光会館については、必要な修繕を行いながら維持していきたいと考えておりますが、観光会館の建て替え等につきましては、併設する天保水滸伝遺品館と合わせて関係機関や関係団体等と協議していく必要があると考えております。

私の答弁は以上となります。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問要旨の6番目、高齢者の交通福祉についてお答えいたします。

議員からご質問のあった高齢者の交通福祉サービスについてでございますが、議員がおっしゃられるように高齢になり、運転が難しくなると運転免許証を自主返納することを検討されることと思っておりますが、町では自主返納された方の外出支援を目的に東庄町高齢者タクシー利用料金助成事業を令和4年度から実施しております。対象者は満65歳以上で運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書、または取消通知書の交付を受けた方となり、申請のあった月から利用券として1枚500円分を月に3枚として、年度内分を交付します。この利用券を使用してタクシーに乗車するわけでございますが、1回の利用で3枚、1,500円分までは助成されます。あくまで自主返納された方が対象ですので、運転免許証更新時に更新されなかった方や運転免許証をお持ちでない方は対象外となります。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

2回目の質問に入らせていただきます。

質問要旨1の農業における地場産業でのまちづくりについてお伺いいたします。

先程の回答では、東庄町の第6次総合計画、後期基本計画では、取組の柱として付加価値の高い農業の更なる振興、遊休農地の解消などの農地基盤の整備が二本柱の基本方針としての回答でございました。私は基本方針を進めていくためには、いち早く高齢化等による担い手不足の解消を望みます。このままだといずれか人材不

足に陥ると思います。東庄町の農業における基幹産業を発展していくのには、若者達が農業を継承していってもらわなければならないと思っております。

そこで、まだまだ課題があると思いますので、お聞きいたします。

一つ、農地の耕作放棄防止策や遊休農地の解消法についてお聞きいたします。

議長（板寺正範君）

農業委員会事務局長、前田泰孝君。

農業委員会事務局長（前田泰孝君）

それでは、農地の耕作放棄防止対策及び遊休農地解消の取組につきましてお答えいたします。

農業委員会では、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地移動適正化あっせん事業並びに農地パトロール及び農地利用意向調査、そして日常的な農地の見守りなどにより、農地の耕作放棄防止対策及び遊休農地の解消に取り組んでおります。

初めに、農地移動適正化あっせん事業についてでございますが、この事業は、令和4年度から開始し、農地の地権者等からあっせんの申出を受け、農業委員及び農地利用最適化推進委員から2名のあっせん委員を指名し、共同して農地の売買や貸借等のあっせんに取り組む事業です。

現在は耕作されておりますが、年齢的な理由等により近い将来、移農を考えているなどの地権者に対しましては、耕作放棄地になる前に担い手を探すなどの活動を行っております。

次に、農地パトロール及び農地利用意向調査につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査を農業委員会が主体となり、まちづくり課農政係と合同で毎年農地パトロールとして実施いたしております。

今年度は、町内の全農地2,170ヘクタールを調査いたしました結果、178ヘクタールの遊休農地を把握いたしました。この調査結果に基づき、地権者598名へ利用意向調査を行い、遊休農地の解消並びに農地の集約、そして集積を図ります。これらの活動に加えまして、農業委員及び農地利用最適化推進による日常的な農地の見守りや農家の方々へのお声がけ等による意向を把握、そして今後、実施してまいります地域計画及び目標地図作成等により農地の耕作放棄防止対策及び遊休農地解消に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問に対する答弁は以上のとおりです。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

了解いたしました。農業委員さんや農業利用最適化推進委員さんの協力がなければ耕作地の放棄防止や遊休農地の解消はないのかなと理解いたしました。これによって土地所有者、それと地域社会、そして環境においても農地の放棄、それと遊休農地の解消はとてもメリットがあるのかなと私は考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、農業の付加価値を高める支援、これは東庄町ではどのような支援をしているのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

農作物の付加価値を高めるための支援につきましては、令和4年3月に千葉県が策定いたしました千葉県農林水産業振興計画に基づき、所管の香取農業事務所が香取地域農林業振興方針を定め、各農家へ営農指導を実施いたしております。千葉県農林水産業振興計画によりますと、目指す姿といたしまして、水田農業の持続的な発展と畑作経営の効率化などが掲げられております。主な取組といたしましては、安定生産に向けた栽培技術の普及や適切な栽培管理指導などが挙げられております。町といたしましては、引き続き千葉県香取農業事務所と連携して農家への支援に努めてまいりたいと考えております。

ただいまのご質問に対する答弁は以上のとおりです。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ありがとうございます。付加価値を高める支援として、いろいろご苦労なさっているということで、また、品質は流通の開発の段階で生産者などの連携をとって、消費者のニーズに合わせた農作といいますか、農業を進んでもらいたいと私は考え

ておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、ドローンやロボット技術を使った最先端技術の農業の導入状況をお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

農業に関する先端技術の導入状況についてお答えいたします。

国、農林水産省におきましては、農家負担軽減のための先端技術といたしまして、スマート農業を推進しており、町におきましても、国・県補助事業などを活用してスマート農業の推進を行っているところでございます。昨年度、令和4年度には千葉県補助事業の農産産地支援事業スマート農業推進型を活用いたしまして、農業支援システム付きコンバイン1台を導入し、今年度、令和5年度におきましても、直進アシストトラクター及びGPS機能付き田植え機各1台を既に導入いたしております。今後も引き続き、関係機関と連携しながら、国・県補助事業などを活用いたしまして、スマート農業などの先端技術導入を推進したいと考えます。

農業に関する先端技術の導入状況につきましては、以上のとおりです。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ありがとうございます。日本の技術力の高いスマート農業の導入に関しては、既にもう体験している事例を今、報告してもらいました。その体験や経験をスマート農業を目指している方々に報告や研修などを行ってほしいと私は考えております。成功例や失敗例の体験を話し合っ、より良いスマート農業の振興をしてほしいと思っております。そのような講習会を是非私は望んでおります。それはスマート農業を目指す方々にとっては大変力となりますので、是非とも検討をお願いいたします。

それでは、もう一つ、質問させてください。

どのような6次産業を推進しているのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

6次産業の推進状況につきまして、お答えいたします。

町では、東庄町農村ふれあい塾の活動におきまして、生産、加工、販売の事業に取り組む農家の方々へ支援を行っております。

まず、本年3月におきましては、新規就農のトマト農家の方が、出荷出来ないトマトをジャムに加工して商品化に取り組む活動に対しまして、その経費の一部を助成いたしております。

また、本年9月17日、日曜日に小カブの収穫体験をふれあいセンターにおきまして開催した際には、収穫体験後に東庄町漬物等開発研究会が手作りされました小カブなどの町内農産物を使用した料理を試食していただき、レシピの配布と併せまして、地元農産物を使った料理の普及に取り組むしております。

加えまして、毎月第一、第三日曜日に新宿営農組合を会場として開催しておりますコジュリン朝市におきましては、営農組合他の方々が6次産業としてのし餅やかき餅などの加工・販売をされておりますので、東庄町農村ふれあい塾といたしまして、コジュリン朝市のPRを積極的に支援いたしております。

6次産業の推進状況につきましては、以上のとおりです。よろしくお願いたします。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

了解いたしました。私は、生産した農作物を自ら加工し、価格を決定し、販売することが出来る6次産業が増えることが収入利益率が高くなる、担い手不足の解消になると私は考えております。今回は、事例として幾つか挙げてもらい、紹介してもらいましたが、そのような事例をより多くの町内、町外の方々に関係団体と連携して、PRしてもらいたいと私は考えております。そうすると、6次産業を目指す方々にやりやすくなるというか、励みになると考えますので、是非ともそのような適切な指導をお願いしたいと考えております。

以上で農業の一般質問は終わりにいたしまして、質問要旨2、子育て支援についてお伺いいたします。

子育てを一緒に楽しんでいきたいと思いますという取り組み方はとても素晴らしい考え

方だと私は考えております。初心者の子育ては、不安や心配事がたくさんあると思います。その中で、悩み事を一人で悩むことが最も危なく、保護者の精神障害やパニック障を起こす可能性があるとは私は考えております。相談が多かった悩みは、離乳食の与え方、食が細い、母乳の与え方、トイレトレーニングの開始の相談が多かったとの回答でございました。

それではお聞きいたします。それぞれが多かった悩み事の解決策や類似性の高い事例などをまとめたパンフレットを配布したらいかがでしょうか。悩み事は共有した方がいいのではないかと私は考えておりますので、いかがでしょうか。お聞きいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、お答えいたします。

保護者の相談は、その家庭や子供により様々で、同じ解決策がある保護者には有効でも、違う保護者には少し控えめに回答した方が良いというような場合もあります。そのようなことから、子育て支援センターでは、Q&A方式のような解決事例などのパンフレットは作成しておりません。しかしながら、事情があり、直接支援センターに来られないというような方もいらっしゃいますので、そのような方々に向けたパンフレットなどを作成し、ホームページなどでお知らせすることは有効と考えますので、今後、検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

了解いたしました。一人一人それぞれの違う悩み事で、解決策のパンフレットを作成しないとの回答でございました。その中で、ホームページ等でお知らせすることは有効ではないかと私は考えておりますので、是非とも検討をお願いいたします。

それでは、また最後に、それぞれの分野の専門家の連携を密にして、多種多様な相談事に速やかに対応出来る体制を整えてもらいたいと思いますが、定期的に研修会や会合を行っているのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

子育て支援センターの職員向けの研修については、千葉県主催の子育て支援員研修に支援センター職員が定期的に参加しており、また香取郡市の子育て支援センター職員向けの支援担当者研修会が年に3回ございますので、そちらに参加し、地域の課題や知識の向上を図っております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

了解いたしました。子育て支援センターの職員は、千葉県主催の研修や香取郡市の担当研修が年に3回開催されると了解いたしました。特に子育て支援センターで相談が寄せられる悩み事はデリケートな部分が多くあるのかなと思います。なお、専門の知識や経験が必要だと思いますので、担当職員さんのより一層のご協力といえますか、協力、支援をよろしく願いをいたしまして、質問要旨2を終わりにしたいと思います。

続きまして、質問要旨3、空き地・空き家の土地活用でのまちづくりについて伺います。

空き地・空き家の土地活用でのまちづくりの進捗状況が分かりました。なお、東庄町では空き地・空き家対策の条例を出来るだけ早い時期に議会に上程出来るように進めているという回答でございました。是非とも空き地・空き家が放置されないよう、条例の制定を早くお願いしたいと私は思っております。

空き地・空き家が減少することにより、町の治安を守り、火災や災害などの発生を抑え、地域の活力の増進につながると私は思っております。魅力あるまちづくりになると思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

続きまして、質問要旨4の新規事業の誘致でのまちづくりに入ります。

新規事業の誘致は、令和4年に3件の事業者に支援を行ったとの回答でございました。企業を立ち上げるために会社設立費用や設備資金など、対象経費の2分の1

以内で最大100万円を支援し、なおかつ商工会や金融機関、信用保証協会などの協力、セミナーなどを開催し、新規事業を始める方に大いに力になっていると私は考えております。

そこで要望でございますが、新規事業を立ち上げた後に、新規事業の成績や結果などに対してフォローアップ等の相談会や勉強会などを関係団体と連携して是非とも行ってもらいたいと私は思っています。そのことにより新しく事業を行った人を見守るような施策を考えてもらいたいと思います。これは要望でございます。

続きまして、質問要旨5、観光でのまちづくり。

これもご回答ありがとうございます。新たな観光会館の設置について承知いたしました。

修繕しながら観光会館の維持管理を続けているとのご回答でございました。しかし、いずれかは観光会館の修繕費がかさみ、修復出来なくなる時が必ず来るのではないかと私は考えております。今からでも天保水滸伝遺品館やガイドの会等の関係団体との綿密な協議を広げていき、将来の観光会館の展望を話し合っ、東庄町の魅力を発信出来る観光会館を望んでいきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご協力をお願いいたします。

質問要旨6、後期高齢者の交通福祉について2回目の質問に入ります。

今回は特別にタクシー利用券についてお聞きいたします。回答では、対象者が満65歳以上で運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書、または取消通知書の交付を受けた方とのお答えでございました。

それでは、高齢者以外の、障害者などの場合はどのような交通福祉の助成を行っているのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

高齢者で障害をお持ちの方のタクシー利用券については、地域生活支援事業の中で福祉タクシーという事業がございまして、対象は重度心身障害者、特定疾患患者及びこれに準ずると町長が認めた者となっております。年齢制限はございませんので、対象者であれば利用出来ます。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

分かりました。地域生活支援事業の中で、福祉タクシー事業があるご回答でございます。

障害者に対しては、年齢制限はないということで、タクシー券を利用出来るということで了解いたしました。

それではもう一つお聞きいたします。大変失礼ではございますが、配布されたタクシー券をおむつ代に換えられるかという話がございまして、町ではどのような考えなのかお伺いいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

高齢者タクシーは高齢者の外出支援及び社会参加の促進、福祉タクシーは重度心身障害者、精神障害者等の社会参加の促進及び障害児保護者の負担軽減等を目的としております。助成の方法は、高齢者や障害のある方がタクシーを使用した際の利用券を町が指定したタクシー業者から利用券の枚数分が請求され支払うもので、この利用券を使用して物品などを購入することは出来ません。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

了解いたしました。決められた目的以外の使用は認められない。これが私としてはそのとおりなのかなと思っております。しかし、一人一人事情や環境が違うので、規格どおりの福祉ではなく、困っている人に合わせた、一人一人の福祉を考えたらいいのかなと私は思っておりますので、これからも一人一人にあった高齢者の交通福祉、これを検討してもらいたいと思っております。そのことによって、高齢者が住み良い町ということで、魅力ある町につながっていくのかなと私は考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

これにて私の一般質問を終わりにいたします。

議長（板寺正範君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 40 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

こんにちは。寒い日と暖かい日が行ったり来たりで体温調節に四苦八苦しております、3 番、前田君江でございます。通告に従い、議長のお許しをいただきました。早速一般質問に入らせていただきます。

何かに気を取られたり、慌てたりすると注意が散漫になり、思いがけない失敗をしてしまうことはありませんか。これが車の運転中となると事は重大です。危うく対向車に接触、はたまた人をはねてしまうなんていうことになりましたら取り返しがつきません。実は先日、ある方が直接私どもの家をお訪ねくださり、お話ししていったことがあります。

近所の横断歩道に差しかかろうとした時、小学生が手を上げて渡りたい意思を示したそうです。その方は当然、車を横断歩道前の停止線の位置に止めたのです。小学生が渡り出したところ、後からやってきた後続車が停車中の車に激しくクラクションを鳴らしたそうです。小学生も停車されていた運転者も非常に動揺されたとのことでした。同じ横断歩道では、高校生が登校中、笹川駅に向かって自転車で渡ろうとした時に、後続車の追い越しに遭遇、危うく大きな事故になりかねなかったと聞いております。

小学生のために横断歩道前で停車されたその運転者は、激しいクラクションに憤りを感じられて、そのことについてこうおっしゃいました。横断歩道を含め、横断歩道が前方にあることを知らせるダイヤモンドマークがほとんど消えて見えない。地元の人間であれば、そこに横断歩道があるということを知っているが、そうでない者は前の車がなぜ停車しているのか分からない場合もある。そのとおり、状況を注視し

ない後続車はクラクションを鳴らしたり、歩道を横断している子供達を無視して追い越し走行をしたりという危険な行動に出ています。

そのお話を伺って、早速現場の横断歩道やその近辺を確認しに行きました。確かにほとんど消えています。ダイヤモンドに限っては何なのかよく分からない。

慣れとは恐ろしいものです。見慣れた景色に疑問を持たなかった自分が恥ずかしくなりました。頻繁に横断歩道を利用するのは小学生、中学生、そして高校生の子供達や高齢者など交通弱者なのに、車での移動に頼り切っている自分は、消えかけた横断歩道に心の目でも見失っていました。

そこで、横断歩道と共に白線や止まれ文字が消えかかっているのは近所だけなのか、それとも他にもあるのか少し回ってみました。その結果、私の確認漏れもあるとは思いますが、国道356号線近辺だけでも3ヶ所が同じ状態でした。暮らしに密接した生活道路の安心、安全のため、町での道路の維持管理等について一つ目の質問です。

国道、県道、町道における横断歩道や停止線、白線などの摩耗や劣化、破損といった状況をどのくらい把握されていますか。また、それを確認するための調査はどのくらいの頻度で行われ、見つけた修繕箇所などへの取組はどれくらいの期間を待たなければならないのでしょうか。お答えいただきたいです。

これで一つ目の質問を終わります。次の質問から自席にていたします。失礼いたします。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、私の方から一つ目の質問、横断歩道や停止線の状況把握のための調査方法、頻度についてお答えいたします。

横断歩道や停止線等のいわゆる規制標識は、警察の管理となります。状況の把握方法につきましては、町では年1回、カーブミラー全町点検を実施しておりますが、その際に横断歩道等の白線などについても点検を合わせて実施しております。

また、それ以外にも交通指導員が町内パトロール中などに随時確認作業を実施しているところでございます。発見したものにつきましては、管理者となる香取警察署へ情報提供し、早急に修繕していただくよう依頼をしているところでございます。

なお、参考までに香取警察署にも確認してみましたところ、同様にパトロール中であつたり、住民からの通報があつた場合には、早急に確認、対応しているとのことでした。

続いて、修繕までにどのくらいの期間がかかるのかとのご質問でございますが、修繕は管理者である警察が対応することになります。現場の緊急性・必要性などから、優先順位を勘案し、実施しているため、一概にお答えすることは出来ないとのことでした。前田議員がおっしゃっているように、道路は暮らしに密接しております。そのような道路で事故が発生しないよう、日々、調査を実施し、何か不具合があつた際には警察と連携をし、早急な対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

ご回答、恐れ入ります。

香取警察との連携によりということですね。町は申請や要望があれば、すぐさま香取警察署に伝えているということですが、現場の緊急性、必要性などから優先順位を勘案し、実施ということは、緊急性を感じられないところは後回しになる場合もあるということですね。

そこで、警察署の予算や優先順位にお任せしておくだけではなく、本町独自の安全対策を講じてみてはいかがでしょうかと思います。このことについて、一つ提案をさせていただきます。横断歩道や停止線、ダイヤモンドマークは、車の走行数の多いところでは摩耗も早く、警察署も修繕が追いつかない現状ではないかということを含め、他県でよく見る飛び出し坊やのような立て看板、もしくは横断歩道ありとか、50メートル先横断歩道とかの立て看板を、特に信号のない横断歩道の近くに町独自で立てていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

ただいま前田議員から提案がございました町独自の立て看板等の設置についてお

答えをいたします。

現在、町では通学路に「通学路注意」であったり、見通しの悪い交差点に「横断注意」等の注意喚起標識を設置しているところがございます。

ご提案のありました横断歩道の予告看板等の注意標識につきましても、今後設置を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

大きな事故があつてからでは遅いです。事故が元で悲しみに暮れる町のどなたの姿も見たくありません。これは私だけのことではないと思います。横断歩道の予告看板や注意標識の設置のご検討をいただけるとのこと、町の皆さんの道路での安全のため、前向きなご返答をいただき、感謝いたします。

続きまして、質問要旨2、キッズゾーン（保育園、こども園、小学校近辺の道路のことです）及び登下校に利用する道路の安全対策について伺います。

安全対策も環境を整備していくことで登下校時を含め、子供達が道を利用している時に、いつ何どきでも守られていると思いますが、町が行った安全対策を教えてください。

また、環境面ばかりではなく、子供達も含め、町民の皆さんへの交通安全の啓発や指導などを具体的に、頻度であったり、内容であったり、その他、教えていただけますか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、教育課から、キッズゾーン及び登下校に利用する道路の安全対策について、まず町が行った安全対策についてお答えいたします。

現在、小学校とこども園前の道路は、スクールゾーンとして指定されており、午前7時から午前8時までは車両通行禁止となっていて、最高速度は時速30キロメートルに規制されております。

また、小学校正門から西方向の道路は歩道が整備されていない区間であり、車両

の運転手に通学路であることを視覚的に認識させるため、路側帯をグリーンの塗料で着色することで通行車両に速度抑制を促しております。

続きまして、交通安全の啓発や指導についてお答えいたします。

交通安全の啓発については、年4回、四季の交通安全運動の期間中に実施しております。スクールゾーンの周知について、直近では、広報紙を通じて令和2年度と平成30年度に記事を掲載して注意喚起を行いました。

また、児童への指導は4月に1年生を対象に交通安全教室と、3年生を対象に自転車教室を、翌年2月には6年生を対象に自転車教室を、総務課の交通安全指導員を講師に招いて開催している他、長期休業前には担任による交通安全指導を行っております。

園児への指導は、保育園で年5回、こども園で年6回にわたり総務課の交通安全指導員による交通安全教室を開催し、普段の学習の中で交通安全にかかる絵本や紙芝居による読み聞かせを行い、振り返りや復習を行うことで、交通安全の意識を高めております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

スクールゾーンは、子供達の登園、登校時の安全のため、朝の一定時間、通行禁止となっていて、こども園から小学校正門前については30キロ規制がなされている道ということですね。本当でしたらもっと広範囲に広がると良いのですが、地域に住まわれる方々の利便性を考え、この範囲にとどめているということですね。それゆえなのでしょうが、保育園の子供達の指導が年5回、こども園の子供達の指導が年6回というのは、小学校に比べて格段に多く、素晴らしいと思いました。安全を確保するのも大人からだけではなく、自分でも必要なのだとお子さん達に教えていくことはとても大切だと思います。これからも続けていただけることを願います。

そして、車を運転する大人達の交通法規を守るという態度が一層子供達への安全への意識につながると思います。

交通安全の啓発についてですが、平成30年度と、それから令和2年度に広報で呼びかけているということですが、そろそろ全ページフルカラーになっている広報

で切り口を変えて交通安全の呼びかけを再度お願いしたいです。

続きまして、質問要旨3、通学路交通安全プログラムの現状と今後の対策をお伺いいたします。

まず、平成27年に発足したこのプログラムについて、ざっくりで良いので概要をご説明いただけますか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、通学路交通安全プログラムの概要をお答えいたします。

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年9月に各小中学校の通学路において、関係機関と連携し、緊急合同点検を実施し、必要な対策、内容について協議いたしました。

この取組を引き続き行うため、平成27年3月に東庄町通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関連携・協力のもと、児童・生徒の通学路の安全確保を図る組織、通学路安全推進会議を設置しております。通学路安全推進会議は、年1回、通学路の危険箇所について保護者等からの指摘事項を基に警察署や土木事務所等の関係機関と合同で現地調査を実施して、対策内容を協議、要請、対応を行っております。

また、通学路の危険箇所や対策内容の結果は、町ホームページを通じて公表しております。前田議員のおっしゃられた横断歩道の白線がほとんど見えないといった指摘も、以前、この会議に事案として取り上げ、関係機関への修繕の要望をした経緯がございます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

平成27年発足の通学路交通安全プログラムの公表されている調査及び対策内容の平成30年度から令和4年度までのものを閲覧させていただきました。東庄町の子供達が徒歩で歩くだろうところを細かく調査されていると思います。しかしながら、今回の横断歩道など、見えなくなっている箇所のようにプログラムで調査した

以上に注意すべき箇所がそこかしこにあるように思われます。まだまだ確認していただきたい箇所があるのかなと感じました。

また、年度内中に対策が打たれたものについては対応済となっているのですが、検討にとどまっているものの年度を経てしまったものについては対応が出来たのかどうかホームページ上で知ることが出来ませんでした。ここは是非、何年度にどのような対応が出来たのかを記載するようになっていただけると良いように思います。いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

前田議員のおっしゃるとおり現在は現地調査を例年8月に実施し、翌年1月頃の対策状況を取りまとめ、公表しておりますが、その後の進捗状況については未掲載となっております。今後は、検討中の事案については、現地を確認して、過年度分の進捗状況についても情報の更新をまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

そうですね。せっかくの通学路交通安全プログラムです。これだけしっかりと取り組まれている内容を結果も含めて町の皆さんが知ることで一緒に考えていただけるという方向が見えてくるように思います。

また、このプログラムは名前こそ違いますが、他市町村でも遂行している子供達の安全のためのプロジェクトですよね。会議に参加される方が町の総務課、まちづくり課、教育委員会、各学校、道路管理者、そして警察署となっておりますが、他府県の市町村では、実際、各地区の父兄の方も調査や会議に参加されているところもあるようです。子育て奮闘中のご父兄が多忙な中、参加していただくのはなかなか難しいかもしれませんが、今後のまちぐるみで子供達を守るという観点から、生の声を聞いていただくためにもご検討いただけたらと思います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの議員の発言についてですが、今後、検討させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

ありがとうございます。今後の子供達の町の皆さんの交通安全のためにみんなで取り組んでいきましょう。

以上で私からの質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で、前田君江君の一般質問を終わります。

次に、4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

4番、岩井です。よろしくお願いいたします。

早速ですが、質問事項1は、東庄町ドローンパークの今後の展望についてです。

今年3月、ドローンパークが開校しましたが、あっという間に2023年も終わりを迎えようとしています。まだ1年は経たないものの、先日、ドローンパークを見学しに行った際には、遠方より受講生の方が来ているのを見て、今後の可能性を強く感じました。

2024年の物流問題が騒がれている中、ドローンはその強みを生かし、現代の問題解決の鍵を握っているといっても過言ではありません。その他、日本全体が抱える高齢化による働き手不足にも大きく貢献すると思います。国家資格取得に完全対応している数少ない東庄町ドローンパークは、これからの町の未来を大きく左右する存在だと言えます。ということは、町が実践的かつ様々な動きを見せることで、全国にその存在感を示すことが可能です。そこで今後、ドローンパークを生かしていくために幾つか伺います。

まず質問要旨の1、東庄町ドローンパークの利用者等の現状と見えてきた課題ということで伺います。

利用者数や利用者の属性、世代やどこから来ているかなど、どのくらい把握出来

ているのでしょうか。どのような方が遠方から東庄町に来ているのかを把握することで、その先の経済活動にも結びつけることが出来ると考えます。また、実際に運営して見えてきた問題点や課題があるかと思いますので、併せてお聞きいたします。

以降は自席にて質問させていただきます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、ご質問のありました東庄町ドローンパークの利用者等の現状と見えてきた課題について私からお答えします。

町と一般社団法人国際ドローン協会は、令和4年11月に旧東城小学校跡地無償貸借契約を締結し、1年を過ぎました。この1年間にドローンパークを訪れた方は月平均100人以上と聞いておりますので、1,200名以上かと思えます。利用者の世代については、50代から60代が多くを占めておりますが、以前、メディアでも取り上げられました神戸市の障害を持った女子高校生がドローンパークで受講した後、国家資格の一等操縦士資格を取得しました。彼女の一等ライセンス取得は国内最年少で、日本初の一等取得者であり、障害者という点からも初の快挙です。

利用者は、東京、神奈川方面からの利用者が圧倒的に多いのですが、北海道から沖縄まで全国から飛行機や車を利用して東庄町を訪れていると聞いております。

また、ドローンパークの利用者は、日帰り、または1泊する方が多く、主な交通手段は自家用車、もしくは国際ドローン協会による成田空港への送迎となっております。

この1年間で見えてきた問題点や課題は幾つかありますので、4点ほど挙げさせていただきます。

一つ目は、夜に食事する場所と宿泊場所の不足です。町内ではドローンパークでの教習が終わる時間には大半の飲食店が営業していない状況で、夕食を食べるとコンビニや近隣市町の飲食店を利用される傾向があります。同じように宿泊施設につきましても、ドローンパークの建物内ではセキュリティーの問題からも宿泊所としていない上に、車中泊は近隣への配慮から禁止しています。町内に2ヶ所ある旅館は、ドローンの教習を目的にお一人で来ている方にとっては向かず、ビジネ

スホテルがある神栖市や近隣を利用する傾向があります。

二つ目は、交通手段です。先程述べたように大半の方は自家用車を利用して町に訪れますが、国際ドローン協会が成田空港に迎えに行っている方については、町内の移動手段がなく、JRの駅を利用していた方もタクシーがうまくつかまらないため、今ではほとんど利用がないとのこと。先程、経済効果というお話がありましたが、この2点を改善することによって、町の収入を増やすことにつながると思っています。

そして、三つ目は、校舎の老朽化に伴う不具合が出てきたことです。エアコンや電気、水道など、至るところに修繕が必要となってきました。現在は使用者負担で出来ることからやっています。

四つ目は、これが一番の問題点なのですが、インターネット環境が悪いということです。現在行っている教習所としても、撮影による映像処理にしても、インターネットが遅いのは大変不便なことで、今後多くなる産業用ドローンの講習としても大きな問題点となっています。早急に検討が必要となっております。

私からの答弁は以上です。よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

月100人ほどが東庄町を訪れているとのこと。これは非常に町としてもチャンスではないでしょうか。世代に関しても、現在は割と年齢層が高いとのこと、私がドローンパークの方から聞いたところによれば、経済的にも余裕のある方が多いとのことでしたので、今の答弁にあった課題や問題点を解決して、来訪者の経済活動に結びつけることが得策と考えます。

また、ハンディーキャップを持ちながらも見事に一等ライセンスを取得した方の例もあり、様々な話題性のある内容を発信出来るような気がいたします。東庄町のような家が密集していない地域であれば、今後、ドローンを活用した物流も実現しやすいとのことでした。まだまだ全国的に普及していないドローンを生かした物流、我が町で率先して模索していくべきだと私は考えます。

そして、既にドローンを活用した農薬散布に関しては、もう始まっております。

そこで、質問要旨の2、農薬散布の実績と実態について伺います。

ドローンパークの協力により、価格をかなり抑えて散布が出来ていると聞いております。今年の実績と実態はどうだったのでしょうか。また、今後積極的に生かしていくつもりはあるのかも併せて見解を伺います。

議長（板寺正範君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

それでは、ご質問のありました東庄町ドローンパークの農薬散布の実績と実態についてお答えいたします。

今年度、令和5年度の東庄町植物防疫協会による水稻病害虫一斉防除の農薬散布は、総面積で996ヘクタールを実施いたしました。そのうち東庄町ドローンパーク、すなわち一般社団法人国際ドローン協会による農薬散布面積は351ヘクタールでございます。

なお、散布料金につきましては、前年度、令和4年度の散布料金が10アール当たり2,500円であったものが、今年度、令和5年度の散布料金は2,100円で実施いたしました。散布料金を10アール当たり400円引き下げた要因といたしましては、前年度まで実施しておりました無人ヘリコプターによる作業料金、10アール当たり1,600円に対しまして、令和5年度、国際ドローン協会の作業料金は500円でありましたことが料金減額の要因でございます。

次に、今後、積極的に生かしていくつもりはあるかのご質問についてお答えいたします。

今年度の農薬散布終了後、既に2回ほど国際ドローン協会と今後の業務に向けての打合せを実施いたしております。主な内容は、今年度の農薬散布の作業状況を検証し、合わせまして、来年度の散布に向けての協議でございます。引き続き国際ドローン協会からの提案内容に基づきまして、連携して検討してまいりたいと考えております。

ご質問に対する私からの答弁は以上のとおりです。よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

10アール当たりの作業料金で見ると1,100円も安く出来ているとのことで、

これは広い面積を作業している農家さんにとってはありがたい話なのではないでしょうか。ドローン協会の方々のお話の中でも繰り返し東庄の農家さんの役に立ちたいとおっしゃっていただいております。その行為に甘えてといたら変かもしれませんが、せっかくですから今後も大いに活用させていただくのがいいのかなと思います。

次に、質問要旨の3、ドローンパークと観光に関してです。

現状、全国的に見ても東庄町ドローンパークは稀有な施設です。そのため千葉県の端に近い東庄町までわざわざ受講生の方が来てくれているわけですが、それを生かして観光につなげていくような計画や考えはありますか。

例えば、ドローンパーク自体に観光要素を持たせる、あるいは周辺の空き家などを利用してドローンパーク周辺に観光要素を持たせるなど、長期的に見て町でうまく対策が出来れば来訪者の方々が町の観光に好影響を与えてくれると思います。いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、岩井議員ご質問のドローンパークに訪れる方を観光につなげる計画についてお答えいたします。

まず、ドローンはこれからの成長産業で、観光面でも大いに期待されております。また、東庄町ドローンパークを運営する国際ドローン協会はドローンの先駆者であり、高度なドローン技術と知識を有している団体と認識しております。

東庄町ドローンパークの利用者は年間で延べ1,200人を超えていると伺っており、集客数を見ても魅力的な施設と感じております。

観光面では、国際ドローン協会にはYouTubeなどによる映像の発信や河川敷のヨシ焼きやポーク&ビア夏祭りの時にドローンでの警備など、協力をしていただいております。また、ドローンパークのロビーには観光パンフレットを配荷して、東庄町の情報の発信の場として提供をしてもらっております。

岩井議員ご質問のドローンパークの受講生を対象にした観光につなげる計画については現在ありませんが、今後は町民の方にはドローンに親しんでもらう、町外の方には東庄町を知ってもらい、来てもらうようなドローンでのイベント等を国際ド

ローン協会と一緒に考えていきたいと思えます。

受講生など、東庄町ドローンパークを訪れる方には、リピーターとして東庄町に足を運んでもらえるような方策も各課を含めて検討していきたいと思えます。

私の答弁は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

現状だと観光につなげるような計画はないとのことですが、春になれば開校から1年が経ちますので、現在の課題を分析しながら長い目で計画を立てていくことが肝心ではないでしょうか。

来訪者は受講生ですから、もちろん目的はドローンパークでの教習ということになりますが、それでもせつかく東庄町へ足を運んでいただいている以上、町に関心を持ってもらいたいと思えます。私の方でもドローン協会の方々と意見交換をして何か提案が出来たらと考えております。

では次、質問要旨の4、開校式の際、ドローンの町東庄にしたいという代表の方のお言葉がありましたが、これからの潮流を考えると、まさに今、東庄町には大きなチャンスがあると思えます。繰り返しになりますが、誘致したからにはこの絶好の機会を最大限活用していくべきだと思えます。

そこで、町としてドローンパークと連携を強めていく考えはありますでしょうか。前述の質問のお答え以外でもし他に何か構想や計画があれば是非教えていただければと思えます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、質問要旨4、ドローンの町東庄を目指すために連携を強めていく考えはあるかとの質問についてお答えします。

岩井議員のおっしゃるとおり、これからの潮流を考えると、ドローンを推進していくことは東庄町を発展させていくためのチャンスであると思えます。実際に国際ドローン協会には、先程から出ています農薬散布の他、各方面でご協力をいただいております。中でも千葉県誕生150周年記念事業ファミリーコンサートの開

催や子どもドローン教室や小学生の社会科見学、中学生への講演会等、東庄町の子供達のためにとご尽力いただき、今後も子供達がドローンを体験する場をもっと提供したいとおっしゃられており、町でもどんどんPRしてくださいとのことです。

また、今年1月と11月より地域おこし協力隊を受け入れていただいております。国際ドローン協会からの支援のもと、町公式Y o u T u b eの動画作成や毎月のカルチャースクールの開催等、実施しております。今後も東庄町の中で不足している部分に焦点を当て、二人の地域おこし協力隊が活動していくにあたりご協力いただけることとなっております。

そして、国際ドローン協会の今後の展開といたしましては、産業用ドローンの運用に関することやドローンパーク内での地元の人達が利用出来る場所の提供を考えていらっしゃるようです。

以上のように町と国際ドローン協会の関係は良好であり、今後更なる連携を強めていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

町と国際ドローン協会の関係は良好であると聞き、安心いたしました。ドローンパークの方々も協力的に東庄町を盛り上げたいと考えてくれているわけですから、町としても何か出来ることを模索していかなければもったいないように思います。

そこで、再質問なんですけれども、町としてドローンパークに対して協力出来ることや一緒に出来ることなど、現段階で何か計画や企画としてはあるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

最初のご質問にお答えしましたように、町に遠方より多くの方がお越しいただいているようになり、実際に問題点が浮き彫りになりました。しかし、なかなか行政の力で解決出来ないことが多いです。それでもドローンパークによって生まれた関係人口がもっと強固な交流人口になっていくように努めます。例えば、ふるさと納

税で町の産品を知ってもらったり、ドローンパークで使えるふるさと納税返礼品などを準備中です。

また、町の方々にもっとドローンパークの存在やドローンを活用したICT技術の活用を知っていただくことが必要と思います。まだ具体的に申し上げる段階ではありませんが、ドローンパイロットを目指したい住民を募り、受講を人材育成という形で実施したいとも考えております。

先程、国際ドローン協会からも「東庄町の子供達がドローンを体験する場をもっと提供したい」とおっしゃっている旨、申し上げましたが、東庄町の住民を対象としたITリテラシーに長けた人材の育成を進めてまいりたいです。

今後、更に包括協定の締結をさせていただくことでより連携を強めていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

ふるさと納税とドローンパークを結びつける構想や住民の中からも積極的にパイロットになってもらう構想など、とても良いと思います。ドローンパーク代表の方がおっしゃるには、ドローンが普及し始めている昨今は、自動車産業が生まれた時と同じ状況だと言います。まさにそれぐらい革新的なことであり、これからの伸びしろがあるというわけです。

また、ドローンを通じて、東庄町に仕事を創出したい、そしてこれからもずっと東庄町で活動していきたいとおっしゃってございました。これまで以上にうまく連携をとって、町内、町外問わずPRをしていき、町の経済、観光、雇用、様々につながっていくことを望みます。

若い方もこれから興味を持っていくと思いますので、どんどんPRをしていただければ幸いです。

では次、質問事項の2、東庄霊園の無縁仏墓、つまり無縁仏が納骨されるお墓について伺います。

昨今、少子高齢化がどこでも話題になっています。それと同時に多死社会という言葉も耳にするようになりました。文字どおり亡くなる人が多い時代ということで

す。そこで、お墓についても現実的な問題が様々あると思います。その中で、東庄霊園の無縁仏墓の空きがないという現状があります。

そこでまず質問要旨の1、身寄りがなく従来だったら東庄霊園の無縁仏墓に納骨されていた方に関して、空きがない現在、どのような対応をしているのでしょうか。もし別の施設などに依頼をしている場合、どうしてその施設になったのかも併せて伺います。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、質問事項の2番目、東庄霊園の無縁仏について。質問要旨の1番目、無縁仏墓に空きがないという現状への対策はについてお答えいたします。

町では身寄りのない方が亡くなった場合は、東庄霊園内にある無縁仏墓に納骨しておりました。平成6年8月に建立してから身寄りのない方を納骨しておりますが、議員がおっしゃられるように納骨するスペースがない状況でありますので、身寄りのない方が亡くなった場合は、県内の生活困窮者に対して行う社会福祉法に規定されている第一種社会福祉事業である助葬事業を行う社会福祉法人にご遺骨をお預かりいただいております。

議員からご質問のあった経緯につきましては、生活保護受給者で身寄りがなく、墓地もお持ちでない方が亡くなった際に、無縁仏墓に空きがなかったため、生活保護の実施主体である香取保健所が選定した助葬事業を行う社会福祉法人にご遺骨をお預かりいただきましたので、それ以後は生活保護受給者でなくても身寄りのない方のご遺骨をお預かりいただいております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

現状だと町外の業者に依頼しているということで承知いたしました。

次、質問要旨の2ですが、人が亡くなるというのは当たり前ですが、今後も続いていくわけです。そこで町では今後新たな無縁仏墓を建設する予定はありますでしょうか。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

質問要旨の2番目「新たに無縁仏墓を建設する予定はあるか」についてお答えします。

先程も答弁しましたように、現在は助葬事業を行う社会福祉法人にご遺骨をお預かりいただいておりますので、新たに建設する予定はございません。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

新たな建設予定はないということで、承知いたしました。一般的に無縁仏は一定期間が経過すると合祀されることが多いようですが、東庄霊園の無縁仏墓ではどうなのでしょう。亡くなったら自分が住んでいた町に眠りたいと考える方も多いかと思いますので、新たに空きを作ることを考えてもいいのかなと思います。いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

無縁仏墓に納骨されている遺骨については、現在、合葬という形で納骨しておりますが、遺骨を骨壺から取り出し、複数まとめる合祀をする予定は今のところございません。

議員がおっしゃられるように、自分が住んでいた町に眠りたいと考える方もいらっしゃると思いますので、合祀について検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

終活という言葉がはやって久しいですけれども、高齢化が進む中では、ご自身が亡くなった後のことを気にされる方も多いためと思いますので、無縁仏墓に関しても今

後様々な検討をしていただければと思います。

以上で一般質問を終わりにいたします。

議長（板寺正範君）

以上で、岩井弘晃君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後２時からとします。

（午後 １時４７分 休憩）

（午後 ２時００分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６、同意第３号、監査委員の選任についてを議題とします。

ここで地方自治法第１１７条の規定により、鈴木正昭君の退席を求めます。

（鈴木正昭君 退席）

議長（板寺正範君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第３号、監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

議会議員選出の監査委員として選出されておりました鈴木正昭監査委員が、１１月３０日をもって任期満了となりました。これに伴い、議会議員選出の監査委員として再度、鈴木正昭議員を選任いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

ただいま議題となりました同意第３号については、正規の手続きを省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

監査委員の選出にあたっては、まず、議会の方で指名推選、あるいは選挙によって選出されるのが筋ではないかと思えます。ましてや今回は議員選挙をやった後の最初の議会でありますから、これはそういう手続き、議会の指名推選、あるいは選挙によってまず選出されて、それから町長の方へ議会としての監査委員を申し出る、そういうことだと思うんですが、今回はそれがなされておられません。ちょっと説明していただけますか。

議長（板寺正範君）

ただいま高木議員より質問がありました。議会としての推薦について少し説明をさせていただきます。

議会としては、監査委員を1名、議会として推薦することになっています。12月1日に行われました臨時議会の時に議長指名で選考委員会を設置しました。その中で、常任委員会、その他の役員の選任案について協議をいたしました。もちろん、その中に監査の推薦の案件も入っておりました。なぜならば、監査という重要な役割において、他の委員会とか委員長とか、そういうところの兼ね合いというものがありますので、これも一緒に検討すべきだということで、これは例えば議長になろうと思う方は、ほとんどの方がそういった意味での選任というのを考えて臨んだのではないかと思っております。

その中で、選考委員会として、その案が承認されました。あくまでも案ではあります。前回は、任期途中の選挙で、任期途中であったために急遽、特別に選考委員会を設置し、協議した経緯があります。しかし、過去に監査委員選任のための選考委員会というのは、私には少し記憶もなく、今回、12月1日、臨時会での選考委員会の案を議会の推薦とさせていただきます。

以上です。

議長（板寺正範君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

この委員会での指名推選ですけれども、これで指名推選は出来ないんですよ。指名推選でやるのであれば、全員の同意で指名推選が出来るんです。これは地方自治法にもちゃんと書いてあります。反対者が一人でもいれば、これは指名推選とはなりません。どうなんですか。

議長（板寺正範君）

その地方自治法のところは、私はよく存じておりませんでした。しかし、これまでの慣例で、そういった状況で監査委員は選任してきていたと私は12年間の中で思っています。そして、前回、鈴木正昭氏が監査委員に選任された時も選考委員会で決定したものをここで諮って承認したわけでありますので、形としては同じであります。

もし、これからそういったものが必要であるならば、全協なり、あるいは他のところで改めて監査委員を決める選考委員を設置し、正式にやるべきだと私は思っております。今回はそのような状況で、鈴木正昭氏を推薦いたしました。

議長（板寺正範君）

では、これ最後です。どうぞ。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

地方自治法では、全員の同意がなければ議会としての推薦は成り立たないんですよ。そういう法令遵守、法令に対しては、今まではなかなか気づかなかったと思いますけれども、今回はやはりそれはそういう意見が出てきたんですから、皆さんでこれで、推薦にあたると全員の賛成が得られれば、それはそれでいいんですけれども、反対者がいた場合は、これはちょっと同意しかねますよ。

私、思うんですけれども、鈴木さん、私と同期です。いい方ですよ。だけれども、ちょっと監査委員としては荷が重過ぎるんじゃないかと思います。そこを皆さん、考えてもらいたい。部落の土地改良とか、あるいは部落の予算の監査をするくらいならあの人でいいだろう、いいだろうと言いますが、これは東庄町の議会の予算の監査ですから、やはりここは法令に従ってしっかりとやっていただきたいと思えます。

以上です。

議長（板寺正範君）

監査委員の推薦方法について高木議員より今、意見がありました。今後、これは所管は議会運営委員会になるかと思えますので、今後の課題として議会運営委員会で取り計らっていただきたいと思えます。

委員長、よろしいでしょうか。

10番（佐久間義房君）

はい。

議長（板寺正範君）

それでは、議事に戻します。

これから、同意第3号、監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第3号は同意することに決定しました。

ここで、鈴木正昭君は入場してください。

（鈴木正昭君 入場）

議長（板寺正範君）

日程第7、議案第41号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、日程第8、議案第42号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第41号及び第42号の提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法により生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされております。

国におきましては、令和5年の人事院勧告に基づき、月例給及び期末勤勉手当の引上げ等を内容とする給与改定法案が国会に提出をされ、既に成立をしております。

千葉県におきましても、千葉県人事委員会勧告に基づき、国と同様の給与改定が現在、県議会に提案されているところであります。

これを受けまして、本町におきましても、国・県の給与改定に準じた給与改定を実施するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第41号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、一般職員の給与表、初任給調整手当及び期末・勤勉手当の改定、議案第42号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、常勤の特別職の期末手当の改定が主な内容となっております。

以上、2議案につきまして申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第41号と第42号、両案の内容を説明いたします。

町長の提案理由にもありましたように、国・県に準じた給与改定を行うため、関係条例を改正するものでございます。

初めに、議案第41号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

初めに、本改正条例の全体構成をご説明いたします。

この改正条例は、3条建てになっております。改正条例第1条及び第2条で、一般職の給与等に関する条例の一部を改正しており、第3条で東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。

第1条及び第2条につきましては、同じ条例を改正するものとなっておりますが、これは同一の条例をそれぞれ改正について施行期日を分ける必要があるため2条建てに分けたものとなっております。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

参考資料の1ページから5ページの新旧対照表並びに別紙の一般職の職員の給与

等に関する条例等の一部を改正する条例概要、こちらをご覧ください。

なお、新旧対照表につきましては、給料表の記載については省略をさせていただいております。

それでは、別紙の概要に沿ってご説明をいたします。

今回の改正の主な趣旨といたしましては、民間給与との格差是正を図るため、国の人事院勧告及び千葉県の人件委員会勧告に準じて、給料及び職員手当を引上げ改定するものでございます。

改正内容の1点目は、給料月額引上げ改定を行うものでございます。議案書の4ページから34ページに改正後の給料表を掲載しておりますが、各種給料表について引上げ改定をいたします。

行政職給料表（一）について申し上げますと、初任給を大卒で1万1,000円、高卒で1万2,000円を引き上げる他、若年層に重点を置いて全ての級・号級について引上げをいたします。

なお、平均改定率は0.94%となります。

2点目は、初任給調整手当の引上げでございます。

初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対して支給されるものでございますが、千葉県に準じて医師に対する支給限度額を30万8,200円から30万9,200円に引き上げるものとなります。

3点目は、期末・勤勉手当の引上げでございます。

民間の支給割合と見合うよう年間の支給割合を0.1月分引上げるもので、年間4.4月分の支給割合を4.5月分に引上げるものでございます。

この引上げ分は、期末手当と勤勉手当のそれぞれに0.05月分を上乗せし、合計として0.1月分を引上げいたします。

また、令和5年度につきましては、12月期に0.1月分を上乗せし、令和6年度以降につきましては、6月期と12月期の平準化を図るため、各期別のそれぞれに0.05月分を上乗せして、合計で0.1月分を引き上げております。

なお、別紙の2ページになりますが、再任用職員についても同様に引上げとなりますが、支給割合は0.05月分の引上げとなっております。

4点目に、改定の時期につきましては、給料表及び初任給調整手当については、令和5年4月1日に遡及して適用いたします。

期末・勤勉手当については、令和5年12月期から適用いたしますが、先程ご説明したとおり、令和6年度以降の支給割合については令和6年4月1日から適用いたします。

また、会計年度任用職員につきましても、常勤の職員と同様に引上げの対象となりますが、会計年度任用職員は年度単位の任用であり、勤務条件を各年度の当初で決定していることを考慮し、令和6年4月1日から適用するものといたします。

続きまして、議案第42号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書の38ページをお願いいたします。

また、併せて参考資料の6ページ及び別紙の3ページをご覧ください。

改正の内容といたしましては、特別職の期末手当の支給割合の改定でございます。現状、常勤の特別職の期末手当の支給割合につきましても、一般職と一般職の期末手当及び勤勉手当の合計の支給割合と同率としているところでございます。

先程説明いたしました一般職の期末・勤勉手当の0.1月分の支給割合の引上げに合わせて特別職の期末手当においても0.1月分の引上げを行う内容であり、令和5年12月期の支給分から適用させるものでございます。

なお、改正条例第2条では、一般職と同様に令和6年4月以降において年0.1月分の引上げを6月期と12月期で平準化するため、6月期と12月期のそれぞれで0.05月分を引き上げる改正をしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第41号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第43号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(板寺正範君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第43号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和5年9月に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

総務課長（布施光規君）

議案第43号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行され、それに伴って市町村が従うべき基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたこと及び既存の規定の不備を補正する改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入れますが、参考資料の7ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

第15条第1項第2号の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が改正されたことにより認定こども園法第3条第11項が同条第10項に繰り上がることを受けて改正するものでございます。

次に、第36条第3項の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第6条第2項に定められている規定が、第36条第3項では定められていなかったため、読み替えるための規定を追加する改正がされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書40ページをお願いいたします。

附則についてですが、公布の日から施行するものでございます。

以上で東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第43号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第44号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (板寺正範君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

ただいま提案をされました議案第44号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして提案理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に同法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公付され、国民健康保険税の改正部分につきましては、

令和6年1月1日から施行されることになり、これに伴い東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第44号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険被保険者の産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する改正が主なものであります。

恐れ入りますが、参考資料の9ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により説明させていただきます。

第23条第3項の改正は、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合において、納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額から減額について規定する項が新たに追加されたことによるものでございます。

第1号は出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額、第3号は後期高齢者支援金等課税額の所得割額、第5号は介護納付金課税額の所得割額で、それぞれ12分の1の額に出産予定日を含む月の前月から出産予定月の翌々月まで、合わせて4ヶ月になりますが、この4ヶ月間の産前産後期間について減額する規定となります。

また、第2号は出産被保険者にかかる基礎課税額の均等割額、第4号は後期高齢者支援金等課税額の均等割額、第6号は介護納付金課税額均等割額で、同様にそれぞれ12分の1の額に出産予定日を含む月の前月から出産予定月の翌々月までの4ヶ月間の産前産後期間について減額する規定となります。

なお、第1号から第6号の規定についてですが、双子等多胎の場合につきましては、出産予定日を含む月の3ヶ月前から出産予定月の翌々月まで、合わせて6ヶ月

間の減額となります。

次の新旧対照表の10ページになりますが、第24条の3の改正は、第23条の3項が追加されたことによるもので、第1項は出産被保険者にかかる届出、第2項は届出にかかる添付書類、第3項は届け出ることが出来る期日、第4項は第2項各号で掲げる書類について明らかにすべき事項を確認することが出来る場合は、第1項で規定する届出を省略させることが出来る規定となります。

恐れ入りますが、議案書本冊の44ページをお願いいたします。

附則第1項では、この条例の施行期日を定めております。附則第2項では適用区分を定めており、今回の改正規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分について適用し、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることと規定しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第44号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第45号、東庄町国民健康保険東庄病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第12、議案第46号、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第45号及び第46号の提案理由を申し上げます。

両案件は、いずれも令和6年4月1日に東庄病院の療養病床を介護医療院に転換するため、関係条例の改正を行うものでございます。

議案第45号につきましては、東庄町国民健康保険東庄病院事業の設置等に関する条例について、議案第46号につきましては、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例についての所要の改正を行うものであります。

以上、2議案につきましては、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、病院事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

それでは、議案第45号、東庄町国民健康保険東庄病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、町長の提案理由にもありましたように令和6年4月1日に療養病床を介護医療院に転換することに伴い、東庄町国民健康保険東庄病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、参考資料12ページをご覧ください。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

初めに、第1条に第2項を加え、病院事業の附帯事業として介護医療院を設置するを加えるものです。

続いて、第2条第1項の位置に千葉県香取郡を加え、同条第2項を加え、介護医療院の名称及び位置は次のとおりとする。名称、東庄町国民健康保険東庄病院介護医療院、位置、千葉県香取郡東庄町石出2692番地15とするものです。

次に、第3条第3項を病院の病床数は、一般病床32床とするに改め、第4項に介護医療院の入所定員は、46人とするを加えるものです。

続きまして、議案第46号、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、町長の提案理由にもありましたように議案第45号と同様に療養病床を介護医療院に転換すること並びに近頃の物価高騰等に伴う経費を反映させるために千葉県国民健康保険直営診療施設協会に加盟している各自治体病院の額も参考にして、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、参考資料13ページをご覧ください。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

第2条につきましては、使用料の額について、第3条につきましては、手数料の額について新たに加えるもの並びに金額の改正でございます。

初めに、第2条の使用料についてご説明申し上げます。

まず、第1項第5号のイ、療養病棟を介護医療院に改め、個室の使用料について、町内に住所を有する者、3,142円を3,300円に、町外に住所を有する者、4,084円を4,400円に改めるものです。

続いて、同条第2項、人間ドックの額については、同項第1号、日帰りコース4万4,000円を5万5,000円に改めるものです。

次に、第3条、手数料についてご説明申し上げます。

まず、同条第1項第1号、診断書について、ア、一般診断書を2,200円から3,300円に、イ、保険請求用診断書を3,300円から5,500円に、ウ、死亡診断書を2,200円から3,300円に、14ページをお願いいたします。カ、学校伝染病関係証明書550円から1,100円にそれぞれ改め、キ、支払証

明書 1, 100円、ク、自賠責保険診断書 5, 500円、ケ、特定疾患臨床調査個人票 5, 500円を新たに加えるものです。

また、同条第 2 号、健康診断について、ア、一般健康診断書を 2, 200円から 3, 300円に、イ、年金申請用健康診断書を 4, 400円から 5, 500円に、ウ、身体障害補償費等請求用健康診断書を 4, 400円から 5, 500円に、エ、銃砲所持許可申請用等健康診断書を 2, 200円から 3, 300円にそれぞれ改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8 番、宮澤健君。

8 番（宮澤 健君）

この値上げの率とか、そういったものほどこか基準となるものが示されているのでしょうか。それとも特に今日一般質問でもありました日帰りコースの人間ドックとかも大幅に引上げのようになっていますが、日帰りは引上げになっていますけれども、一泊の部分はどうなるのか、そのままなのか。それから、他の部分の証明書もかなり引上げが大きくなっておりますけれども、この引上げの幅の基準とかはどういう算定なのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（板寺正範君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

まず、人間ドックの額につきましては、診療報酬の点数を参考にしておりまして、日帰りコースに関しては、現在の額よりも点数が上がってしまっている関係で引き上げるための金額を設定しております。また、証明書の金額につきましては、先程の説明でも申しましたが、千葉県国民健康保険直営診療施設協会に加盟している各自治体病院の額を参考に算定をしております。

以上です。

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第45号、東庄町国民健康保険東庄病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、東庄町国民健康保険東庄病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第47号、財産の無償貸付についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (板寺正範君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第47号、財産の無償貸付について提案理由を申し上げます。

令和2年3月に廃校となりました小学校のうち旧神代小学校のプールについて、利活用の応募があり、プレゼンテーションを実施した結果、株式会社球手箱が優先交渉権者に選定をされました。本事業は、事業者土地及びプールと建物を無償貸

付するものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決が必要となるため、提案をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

議案第47号、財産の無償貸付について内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にございましたように、令和2年3月末に閉校となりました小学校の跡地利活用については、民間企業との協力・連携が重要と考え、事業内容も含めて公募を行ってまいりました。この結果、旧神代小学校のプールの利活用の事業提案を行った株式会社球手箱が10月に優先交渉権者に選定されたところです。

募集要項で、貸し付ける土地及びプール等建物は無償としておりますので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決が必要となるため、提案させていただきます。

今回、貸し付ける財産は、プール用地とプール施設及びプールに附属する建物となっております。プール用地は合計で2,530平方メートル、プール槽は325平方メートル、附属建物は合計で152平方メートルです。

貸付の相手方は株式会社球手箱、代表取締役松下晃平。大阪市生野区巽西一丁目4番地10。ゴルフ場のロストボールを回収し、再利用する会社です。

無償貸付の期間は貸付契約締結の日から5年間でございます。

契約の時期についてですが、今後、事業者との協議によりますが、来月中を考えております。

以上で財産の無償貸付についての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

無償で貸し付けるということなので、一応、貸し付けるのには町として資産価値

があるのかなと思うんですけれども、資産価値がもし分かれば、幾らのものを無償で貸し付けるのか。分かればお願いしたいと思います。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいまご質問のありました旧神代小学校プールの資産価値についてですが、プールは平成7年2月に1億2,669万円で完成をしております。

財務会計上ではございますが、令和4年度末で約900万円となっており、耐用年数は30年で計算しております。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

この貸付について、要望事項が1点あったと思います。排水路の整備についてはどうなっているのでしょうか。

それともう一点、この貯水池は防火用水になっていると思います。消防用の取水口も使っていると思います。この辺、説明していただけますか。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいまご質問のありました排水の関係でございます。

以前の学校用プールとして使用していました時には、排水時間の観点からも排水路への水の勢いなどがあり、問題があったようです。しかし、今後の使用がプールに満タンに給水した状態ではないことや、排水する状態が全て水を取り替える状態であることが年間では少ないことなどもあり、今回、排水ポンプの老朽化により、交換した際に2台あった排水ポンプを1台にし、口径も1周り小さくしてあります。これにより、以前より排水路への流れ込む水の勢いや水量を抑えておりますので、問題はないかと思われま。

また、ご質問のありました消防に関するご質問ですが、消防署と今後、協議をし

てまいりますけれども、プールには水を張った状態が長く保たれることから、緊急の場合も問題ないかと思っております。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

今の説明は、よしとしましょう。了解するといたします。

あともう一点、これ無償貸付なのでございますけれども、最後はこれ解体して更地にしななければならないと思うんですよ。その解体する、それを今ではなくて先送りにするようになると思うんです。今の小学校、中学校の子供たちが大人になっていった時に、今度、負担するようになるかと思えます。ですから、少しでも料金はいただくようにしてもらいたいと思えますけれども、その辺はいかがですか。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

今回の旧小学校跡地利活用の公募を無償貸付を条件にしていることから、無償での貸付となっておりますが、県下、近隣市町村での公共施設の利活用については、有償、無償等、それぞれあるようであります。

本町では、地域活性化に主軸を置きまして、無償貸付を条件としております。

ただいまご意見のありました今後におきまして、貸付期間の更新等の際には、会社の運営状況や地域への貢献度などを要素としまして、有償も考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第47号、財産の無償貸与についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時15分からとします。

(午後 3時06分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

議長 (板寺正範君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議案第41号の内容説明について訂正したい旨、申し出がありますので、これを許します。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長 (堀江弘之君)

先程の議案第41号で説明及び別紙の資料に誤りがございましたので、訂正させていただきますと思います。

別紙の資料の2番でございます。初任給調整手当についてでございますが、現行30万8,200円となっております。私の説明でも30万8,200円ということの説明いたしました。現行の調整手当の額につきましては、30万8,600円が正しい額となっております。訂正をお願いいたします。

よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 (板寺正範君)

日程第14、議案第48号、令和5年度東庄町一般会計補正予算(第5号)から日程第18、議案第52号、令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)まで、以上5案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (板寺正範君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第48号から議案第52号まで、一般会計の他、特別会計4件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

最初に、議案第48号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億859万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億8,405万5,000円とするものでございます。

この他、第2条で債務負担行為の補正について規定し、第3条で地方債の追加、変更について規定しております。

主な補正内容でございますけれども、先程議案第41号及び第42号において可決をいただきました一般職、特別職の給与改定による増額を行っております。

また、時間外手当につきましては、各款の増額補正を行っております。

民生費関係では、障害者に対する通所給付費や自立支援給付費について増額補正をしております。

また、物価高騰の影響を受けた低所得者への支援として、物価高騰対応重点支援給付金事業を新規計上しております。

衛生関係では、新型コロナワクチン接種に係る協力金や東庄病院事業会計に対する負担金について増額補正しております。

農林水産関係では、土地改良施設に係る補助金について増額補正をしております。

基金関係では、奨学基金への積み立てを新規で計上しております。

歳入につきましては、国・県補助金、寄附金等を補正し、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

続いて、議案第49号、令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,539万2,000円とするものでございます。

この補正につきましては、給与改定に伴う人件費の増額、産前産後保険税軽減措置に伴う交付金の増額及び令和4年度負担金の過年度分精算に伴う償還金の増額を盛り込むものでございます。

続いて、議案第50号、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ2,924万4,000円とするものでございます。

内容については、歳出におきまして、給与改定による人件費の増額補正をするものでございます。

財源といたしましては、一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第51号、令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億526万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、歳出で人件費等の増額補正をするもので、財源といたしましては、主に一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第52号、令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算、第3条に定めた収益的収入の補正で、病院事業収益の医業収益を6,223万2,000円減額した8億3,473万円に医業外収益に6,000万円を増額した2億7,924万円とし、病院事業収益を11億1,407万円にするものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響長期化により、医業収益の減額と東庄病院が安定的な医療の提供を継続出来るよう、医業外収益に一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

以上、議案第48号から議案第52号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、各担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、議案第48号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第5号）の内容について説明させていただきます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の62ページをお願いいたします。

先程、町長の提案理由にございましたように、議案第41号及び第42号において可決いただきました一般職、特別職の給与改定などにより1款から9款までの2節・給料、3節・職員手当等について補正しております。

2節・給料では合計384万5,000円の増、3節・職員手当では時間外勤務手当366万5,000円などを増額し、合計1,236万5,000円の増となります。このうち時間外勤務手当につきましては、地震や台風の災害対応や人員減などに伴い、当初見込みより増額したことによる補正となります。

なお、災害対応分につきましては、災害対応費用として一部保険から充当させております。

その他、一般会計から特別会計への人件費等の繰り出し分の補正として、3款・民生費で国民健康保険特別会計繰出金が61万3,000円の増、訪問看護ステーション特別会計繰出金が11万7,000円の増、介護保険特別会計繰出金で86万9,000円の増となっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容について説明させていただきます。

それでは、2款・総務費から説明させていただきます。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費の12節・職員採用試験委託料25万円、職員採用試験にかかる経費が当初見込みより増加したことにより増額補正するものです。50人分の試験費用の追加を見込んでおります。

同節・システム改修委託料16万円、給与改定に伴う会計年度任用職員システムの改修費用となります。

同節・例規整備支援業務委託料27万5,000円、マイナンバー法などの改正に伴う例規整備にかかる費用となります。

次に、4目・財産管理費の14節・地域イントラネット基盤施設整備工事費42万5,000円、道路工事等に伴う自営光ケーブル移設工事で高部地先他2ヶ所の工事となります。

次に、3項1目・戸籍住民基本台帳費の12節・住民記録システム改修委託料26万4,000円、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等にかかるシステム改修費で、全額国庫補助事業となります。

63ページに移りまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の19節・障害児通所給付費544万円、障害児の施設などへの通所支援について、当初見込みよりサービス利用が増えたことによる増額補正となります。こちらは事業費の4分の3が国・県からの負担金となります。

同節・自立支援給付費400万円、こちらも障害にかかる支援について、当初見込みよりサービス利用が増えたことによる増額補正となります。こちらも事業費の4分の3が国・県負担金となります。

次に、2目・老人福祉費の22節・介護施設等整備事業交付金返還金9万9,000円、令和3年度の同名交付金に係る消費税、仕入控除税額の返還金となり、介護事業者からの返還を受けて県へ返還するものです。

64ページをお願いいたします。

9目・物価高騰対応重点支援給付金の合計1億1,600万円、こちらは18節に計上しております物価高騰対応重点支援給付金に係る経費となります。この給付金は、物価高騰の影響を受けた低所得世帯への支援として住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円を給付する事業で、1,600世帯への給付を見込んでおります。この事業の財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

次に、2項・児童福祉費、2目・児童措置費の22節・児童手当返還金5万2,000円、令和4年度の児童手当交付金の決定による精算となります。

65ページに移りまして、4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・予防費の18節、新型コロナワクチン個別接種促進事業協力金171万6,000円、一定の条件を満たす個別接種を行った医療機関に対する協力金で、当初見込みより支給が増えたことによる増額補正となります。こちらは全額国庫補助となります。

3目・環境衛生費の17節・ごみ収集拠点収集庫等購入費49万9,000円、国道沿いのごみの集積を推進するにあたり、東今泉区が集積対応可能なことから、メッシュごみ収集庫2基などを設置するものであります。

5目・病院費の18節・病院事業会計負担金6,000万円、病院事業会計の医療収益について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化などにより、当初予算

で見込んでいた患者数が想定を下回り、医業収益が減少する見込みとなるため、一般会計から負担金を増額補正するものです。

次に、23節・病院事業会計出資金、介護施設等整備事業分86万円、県補助金の交付基礎単価が変更となったことから、増額補正するものとなります。こちらは全額県補助となります。

5款・農林水産業費、1項・農業費、66ページに移りまして、3目・農業振興費の18節・農地流動化推進助成金50万8,000円、農地集積のため農地賃借人に対し助成する事業で、貸付面積の増加による増額補正となります。

5目・農地費、18節・土地改良施設維持管理適正化事業補助金55万円及び土地改良施設維持管理改修事業補助金53万1,000円、桁沼土地改良区などへの用水路等の補修改修工事への補助金となります。

同節・国営造成施設県管理費負担金71万9,000円、大利根用水、新川排水機場の管理事業費が確定したことによる増額補正となります。

67ページに移りまして、9款・教育費、2項・小学校費、1目・学校管理費の17節・児童用図書購入費10万円、指定寄附を活用し、小学校の学校図書を充実するものです。

5項・社会教育費、4目・文化財保護費の1節・文化財審議会委員報酬5万円及び文化財調査報酬2万1,000円、文化財専門の委員による町内文化財の調査や調査報告会が必要となったことから増額補正するものです。

次に、6項・保健体育費、1目・保健体育総務費、1節・スポーツ推進委員報酬16万円、スポーツ推進委員へ依頼する行事が増加したことによる増額補正となります。

68ページに移りまして、12款・諸支出金、1項1目・基金費の24節・奨学基金積立金200万円、指定寄附を受けて奨学事業に活用するため基金に積み立てるものとなります。

次に、歳入につきまして申し上げます。お手数ですが、議案書の60ページをお願いいたします。

初めに、15款・国庫支出金、1項1目・民生費国庫負担金、1節・障害児者福祉費負担金497万円、歳出補正で申し上げます民生費、障害児通所給付費及び自立支援給付費に対する国庫負担金となります。

次に、2項・国庫補助金、1目1節・番号制度補助金578万6,000円、歳出補正で申しあげました総務費住民記録システム改修委託料に対する補助金と当初予算で計上済みの戸籍附票システム改修委託料、戸籍情報システム改修業務委託料へ充当するものです。

次に、2節・戸籍住民基本台帳補助金マイナス552万2,000円、ただいま申しあげました当初予算へ計上済みの総務費、戸籍附票システム及び戸籍情報システム改修業務委託料への補助金について、国の補助金交付要綱により1節の番号制度補助金へ振替をすることによるものとなります。

次に、3節・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,600万円、歳出補正で申しあげました民生費の物価高騰対応重点支援給付金事業に対する交付金となります。

次に、3目2節・予防費補助金171万7,000円、歳出補正の衛生費、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業に対する補助金となります。

続きまして、16款・県支出金、1項2目・民生費県負担金、1節・障害児者福祉費負担金248万5,000円、歳出補正の民生費障害児通所給付費及び自立支援給付費に対する県負担金となります。

次に、2項3目・衛生費県補助金、6節・介護施設等整備事業補助金86万円、歳出補正の衛生費、病院事業会計出資金に対する補助金となります。

続きまして、18款・寄附金、1項2目1節・指定寄附金、指定寄附金として福祉関係へ100万円、有限会社ブライトピック千葉様から障害者福祉事業に対して指定寄附をいただいております。こちらは民生費で重度心身障害者医療費と児童発達支援センターコスモスの花運営費補助金の財源振替を行っております。

同節・指定寄附金、教育関係で210万円、このうち200万円について東洋合成工業株式会社千葉工場様より奨学基金の原資としてご寄附をいただいております。

その他10万円につきましては、銚子商工信用組合様よりご寄附いただき、歳出補正で申しあげました教育費、児童用図書の購入費に充当いたします。

同節・指定寄附、子育て関係で45万2,000円、明治安田生命様から45万2,500円をいただいております。こちらは民生費で出産祝金及び小中学校入学祝金の財源振替を行っております。

一つ飛びまして、21款・諸収入、5項・雑入、61ページに移りまして、3目

5 節・雑入の道徳教育研究事業委託金 20 万円、こちらは道徳教育推進校における研究事業として県から委託金を受けるものです。教育費、小中学校への消耗品の財源振替を行っております。

同節・災害対応費、災害対応費用保険金 64 万円、総務費における地震や台風の災害対応にかかる時間外勤務手当に対する保険金となります。

同節・介護施設等整備事業交付金返還金 9 万 9,000 円、歳出補正で申しあげました民生費、同名交付金返還金として介護事業者からの返還金となります。

22 款・町債、1 項 2 目 1 節・過疎対策事業債、ハード分、マイナス 900 万円、当初予算において、総務費、県防災行政無線の整備負担金への充当を見込んでおりました過疎対策事業債につきまして、配分の関係により緊急防災、減災事業債に振り替えるものです。

3 目 1 節・緊急防災・減災事業債 900 万円、過疎対策事業債から振替するものです。

お手数ですが、60 ページへお戻りください。

最後に、歳入が歳出に不足する 7,780 万 7,000 円につきまして、20 款・繰越金の前年度繰越金を充当するものです。

続いて、56 ページをお願いいたします。

第 2 条の債務負担行為の補正となります。

まず、国営大利根用水土地改良事業負担金として平成 26 年から 10 年間実施している事業の負担金となります。こちらは物価上昇などの影響により、総事業費が増額となったことに伴い負担金が増額となることから、債務負担行為限度額を補正するものです。

期間としましては、令和 6 年度限度額を 284 万 7,000 円に増額し、1,620 万円とするものです。

次に、東庄小学校スクールバス管理運行業務委託ですが、令和 5 年 8 月に法改正により国の運賃改定が行われ、下限額が引き上げられました。これに伴い、スクールバスの運賃について国の下限額に合わせて令和 6 年度分の運賃を引き上げるものです。

期間としましては、契約全体の期間となる令和 2 年度から令和 6 年度、限度額を 176 万円増額し、4 億 3,582 万円とするものです。

続いて、57ページをお願いいたします。

第3条の地方債の補正となります。歳入補正で申しあげました地方債の振替について追加及び変更しております。1の追加として、緊急防災減災事業債につきまして、新たに限度額900万円を設定し、2の変更において過疎対策事業債、ハード分より900万円を減額しております。補正後の限度額は9億600万円となります。

以上で一般会計の補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第49号、令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の78ページをお願いいたします。

初めに歳出予算でございます。

1款1項1目・一般管理費、2節・給料及び3節・職員手当等は、職員3名の人件費であり、給与改定に伴う増額分及び時間外勤務手当の不足が見込まれる分を増額補正するものでございます。

12節の委託料14万3,000円は、議案第44号で可決いただきました東庄町国民健康保険税条例の令和6年1月1日施行に備えまして、産前産後保険税軽減措置に対応するための国民健康保険システム改修費用でございます。

5款3項1目・保健指導事業費、2節・給料及び3節・職員手当等は、職員4名の人件費であり、1款と同様に給与改定に伴う増額分でございます。

8款1項5目・保険給付費等交付金償還金、22節・償還金利子及び割引料41万8,000円は、令和4年度に交付を受けた県の特別交付金のうち特定健康診査等負担金の実績報告額に対する差額を過年度精算分として償還するため計上するものでございます。

続いて歳入になりますので、77ページにお戻りいただきたいと思います。

5款1項1目2節・特別交付金14万3,000円は、歳出におけるシステム改修委託料の財源となっております。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金61万3,000円は、歳出における人件費の増額に連動して一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金41万8,000円は、歳入が歳出に不足する分を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

議案第50号、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について内容のご説明を申し上げます。

議案書の85ページをお願いいたします。

1款・事業費11万7,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費の2節・給料で、給与改定による人件費の不足分を増額補正するものとなります。

以上の結果、歳出補正額は11万7,000円の増額、歳出合計で2,924万4,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。84ページをお願いいたします。

2款・繰入金11万7,000円の増額については、歳出補正で計上した人件費について一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は11万7,000円の増額、歳入合計で2,924万4,000円となります。

以上で令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続いて、議案第51号、令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の92ページをお願いいたします。歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費、増額補正の94万8,000円は、1項1目・一般管理費で職員4名分の給与改定に伴う増額補正合わせて43万1,000円と、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料51万7,000円によるものでございます。

次に、3款・地域支援事業費、増額補正の17万9,000円は、3項1目・包括的支援事業費で職員2名分の給与改定によるものでございます。

以上の結果、歳出補正額は112万7,000円の増額、歳出合計で16億526万4,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。91ページをお願いいたします。

3款2項・国庫補助金、5目・介護保険事業補助金25万8,000円の増額補正は、歳出で申し上げました介護保険制度改正に伴うシステム改修費51万7,000円について、2分の1が国庫補助金として交付されることによるものでございます。

7款・繰入金86万9,000円の増額補正は、歳出補正で計上した人件費、システム改修費町負担分について一般会計繰入金を計上するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は112万7,000円の増額、歳入合計で16億526万4,000円となります。

以上で令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

それでは、議案第52号、令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の99ページをお願いいたします。

令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）実施内訳書でございます。

収益的収入で1款・病院事業収益、1項・医業収益、1目・入院収益、1節・入院収益を3,660万円減額、2目・外来収益、1節・外来収益を2,563万2,000円減額し、2項・医業外収益、3目・負担金交付金、1節・一般会計負担金に6,000万円を追加するものであります。この補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響長期化で入院患者数が年度当初の見積りから1,464人減、外来患者数も同様に1,602人減、金額にしまして合わせて6,223万2,000円の減の見込みとなったことから、東庄病院が引き続き安定的に医療提供が行えるよう、一般会計から6,000万円の繰入れを行うものであります。

なお、今回の繰入金6,000万円につきましては、基準内での繰入れを優先し、年度末の精算時に繰入れ基準を上回るものについては基準外繰入れとするものであります。

また、支出につきましては、入院、外来等の患者数の減に伴い、薬品費や診療材料費に残額が生じる可能性があります。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行に備え、減額を行わないものであります。

以上で病院事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

一般会計補正予算、64ページの物価高騰対応重点支援給付金、低所得者に7万円の給付ですけれども、ここに来て年内ということは難しいのは承知しておりますけれども、いつ頃を予定しているのでしょうか。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

こちらの物価高騰の給付金ですけれども、こちらについては全員協議会でもちょっとお話をする予定ではあったんですけれども、現在の予定としましては、1月の中旬頃に口座の変更等がある方がいらっしゃるかもしれませんので、通知書という形で通知を送ります。その通知の返却をもって、2月の中旬頃に振込を予定しております。

以上です。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

東庄病院の関係、99ページ、先程説明がありましたけれども、6,000万円の一般会計からの繰入金ということで、大分大きな金額になっています。内容を見ますと、医業収益で入院収益と外来収益が大幅に予定を下回ったということですが、これは3月末、年度末までまだ大分期間がありますけれども、更にこの6,000万円が増えるとかという可能性があるのかなのかというのが1点と、あと、この入院患者、外来患者が減少しているという中で、少しでも来ていただくというか、何かそういう対応、対策、取組なんかあったら教えていただきたいというふうに思っています。

議長（板寺正範君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

まず1点目が、3月に向けてのというところでお話があったと思いますけれども、今の患者数の推移でいけば、ぎりぎりどうにかこの金額で運営が出来るかなというふうに考えておりますが、患者数がやはりこれ以上また減少してしまいますと、病院経営については非常に難しくなってきましたので、また補正をお願いするような形になるかというふうには考えております。今現在では、このような状況でおります。

それから、繰入金が非常に増えているという状況で、何か改善策はないかということでお話がありましたが、病院といたしましては、受け入れられる患者さんを受け入れ、また救急についても対応出来る患者さんについては対応出来るということで、日々の受入れの体制を適切に行い、患者さんの信頼を引き続きいただいて、困った時には受診していただけるような体制をとっていくことが重要ではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

65ページ、一般会計の方からなんですけれども、3目・環境衛生の17節・ごみ収集拠点収集庫等の購入というふうになっていたんですが、こちらのメッシュご

み収集器2台、49万9,000円と結構な高額なんですけど、これはどういったものなのか伺いたいです。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

こちらはスチール製のごみの収集のボックスというんですか、こちらが2個です。それとあとはごみ収集場所によくネットでごみ袋をかぶせるようなものというのがあると思いますけれども、そちらの購入を予定しております。合わせて49万9,000円となっております。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

病院経営についてちょっとお尋ねします。

コロナ禍で入院患者、それから外来診療、これども少なくなっていると思うんですけども、近隣のおみがわ医療センター、それから旭中央病院、ここでもやはりこのように減少しているんでしょうか。その辺のことを教えていただけますか。

議長（板寺正範君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

手元にある資料なんですけれども、そろっているのが今年の5月から10月分で、前年度と比較したものでありますが、前年度と比較してみれば、多少の増減はありますが、やはりコロナ前までには回復していないというのが状況で、どこの病院も厳しい状況だということは伺っております。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第48号、令和5年度東庄町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、令和5年度東庄町健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第19、請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願を議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (板寺正範君)

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

6番、柳堀忠君。

6番 (柳堀 忠君)

6番、柳堀です。それでは、請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」採択に関する請願について紹介議員として趣旨説明申し上げます。

まず、請願者について若干説明させていただきたいと思います。本請願者の千葉県退職者連合東総・香取地域協議会は、日本労働組合総連合会、いわゆる連合の旗の下に結成された日本退職者連合であります。各都道府県に地方組織として設置され、千葉県は7ブロックに分けて、その一つが本請願者であります。結成は1991年11月であり、一昨年には結成30周年を迎えました。全国会員は約77万人、千葉県は約1万人の会員で構成されております。

会の目的は、高齢者が安心して生き生きとした社会生活を送るために、年金、医療・介護などを改善し、充実した安心社会への取組が重要と取り組んでいます。

そして、安心社会への新たな取組として、ただいま上程されましたように特定商取引法を抜本的に改正し、国民生活、特に高齢者にとっての安心社会を築こうとしての内容です。

ご存じのように、この法律は特定取引、まず訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売にかかる取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供にかかる取引、業務提供誘因販売取引並びに訪問購入にかかる取引などの消費者トラブルが生じやすい特定の七つの取引類型を対象に、事業者への規制や民事ルールを定めた法律であります。しかし、法の趣旨が理解されずに特定商取引法の対象取引分野によっては消費者相談件数の高止まりが続いています。

このような中、国に対して特定商取引法の抜本的改正を要望するものです。

訪問販売、電話勧誘販売への拒絶の意思表示として、自宅の門戸に訪問販売お断りなどの張り紙をすること、電話勧誘販売を拒絶出来る登録制度などの事前拒否者への勧誘禁止制度の導入、また民事ルールで特定商取引はクーリング・オフが認められていますが、通信販売に関しては規定がありません。こういったことも必要と考えます。

そして、連鎖販売取引、いわゆるマルチ取引は認められていますが、問題の多い取引形態として規制されています。若年層の被害の増加が予想される中、国による登録・確認などの開業規制及び規制強化を望むものです。

このような対応を進めていただき、事業者による違法・悪質な勧誘行為などを未然に防ぎ、消費者、とりわけ高齢者、若年者が安心して商品やサービスの購入、利用が出来る安心社会の構築を目指していただきたく、要望いたします。

趣旨をご理解いただき、採択をお願いして趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（板寺正範君）

この請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第20、休会の件を議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため、20日及び21日の2日間は、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、20日及び21日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月22日の会議は、議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時22分 散会)